

地方支分部局関係調査結果

平成16年3月12日
地方分権改革推進会議事務局

目 次

内閣府	本府 沖縄総合事務局 P 1 国家公安委員会 管区警察局、府県通信部・東京都警察通信部 北海道警察通信部 P 5 公正取引委員会 地方事務所 P 9 防衛施設庁 防衛施設局 P 13
総務省	管区行政評価局、行政評価事務所・沖縄行政評価事務所 P 17 総合通信局・沖縄総合通信事務所 P 21
法務省	矯正管区 P 26 地方更生保護委員会、保護観察所 P 30 法務局、地方法務局 P 36 地方入国管理局 P 42 公安調査庁 公安調査局、公安調査事務所 P 46
財務省	財務局、財務事務所 P 51 税関、沖縄地区税関 P 57 国税庁 国税局、沖縄国税事務所 P 63
厚生労働省	地方厚生局・地方麻薬取締支所 P 69 都道府県労働局 P 73 社会保険庁 地方社会保険事務局 P 78
農林水産省	地方農政局、地方農政事務所・北海道農政事務所 北海道統計・情報事務所 P 83 林野庁 森林管理局 P 87 水産庁 漁業調整事務所 P 91
経済産業省	経済産業局 P 95 資源エネルギー庁 鉱山保安監督部・那覇鉱山保安監督事務所 P 101
国土交通省	地方整備局 P 105 北海道開発局 P 110 地方運輸局、運輸支局 P 114 地方航空局 P 123 航空交通管制部 P 127 気象庁 管区气象台・沖縄气象台、地方气象台 P 131 海洋气象台 P 136 海上保安庁 管区海上保安本部 P 140

地方支分部局の名称 沖縄総合事務局

省等の名称 内閣府

回答担当課名 大臣官房総務課

1 業務概要と必要性について

業務概要について

沖縄振興計画の作成及び推進に関する事務、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する事務、公正取引委員会事務総局の地方事務所の事務、財務省財務局の事務、農林水産省地方農政局の事務、林野庁の民有林野に関する事務、水産庁の一部の事務、経済産業省経済産業局の事務、国土交通省地方整備局及び地方運輸局の事務、沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項に関する事務を行う。

なお、国の行政事務のうち、国税、郵政、防衛施設、海上保安、試験研究、植物防疫など専門的、現業的等の事務については、各省庁の機関として、個別に設置された。

設置の必要性について

沖縄総合事務局は昭和47年5月15日の本土復帰に際し、沖縄の振興開発を一元的、効率的に推進するため、沖縄開発庁の地方支分部局として設置された。

沖縄は全国平均の約7割の水準にある一人当たり県民所得や高い失業率に示されるように、産業の振興や雇用の創出など、なお解決しなければならない課題が存在し、米軍施設・区域の整理・統合・縮小とともに、内閣をあげて取り組むべき国政上の重要課題となっている。

沖縄総合事務局は、政府の諸施策を一元的、効率的に推進するとともに、現地の実情や動向を把握しこれを政府各部に伝えるなど、沖縄をめぐる諸課題の解決に向けて、政府の取組を進める上で重要な役割を果たしているところ。

2 管轄区域の設定理由について

沖縄の振興開発に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進するという趣旨に鑑み、沖縄県の区域を管轄区域としている。

3 沿革について

(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

(別記2)のとおり。

予算・決算について

(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

内閣府においては、沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策の企画・立案・総合調整、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画の作成及び推進、振興計画に基づく事業の経費の見積もりの方針の調整及び特定の経費の配分等に関する事務を行う。

総合事務局においては、ダム、道路、港湾、空港等の整備、農林水産業の基盤整備等の公共事業、その他沖縄の振興開発に直接関係のある財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等の地方支分部局の事務を行う。

内閣府、沖縄総合事務局においては定期的にテレビ会議や沖縄政策事務連絡会議等を開催し、相互の意思疎通と連携強化を図り、諸施策の効果的な推進に取り組んでいるところ。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

駐留軍用地跡地利用に関する市町村支援、産業行政懇談会、琉球歴史回廊に係る会議、沖縄県生活交通確保協議会、那覇市国際通りトランジットマイル実行委員会等を開催し、所管行政の円滑な推進を図るため、沖縄県、県内市町村と定期的に意見交換を実施。

定型的事務

財政投資資金の貸付、県道・市町村道の道路管理者等に対する貸付など、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等の地方支分部局における許認可、補助金に係る交付申請の受付・交付決定・確定等事務等を行う。

その他不定期・臨時のもの

沖縄科学技術大学院大学設立構想の推進に係る連絡会議、駐留軍用地跡地の利用促進に係る連絡会議、北部振興事業の円滑な推進支援に係る連絡会議、米州開発銀行総会の開催準備に係る県との連絡会議、沖縄観光百人委員会、沖縄の港を考える市町村長懇談会、沖縄県渇水対策連絡協議会、沖縄県地域産業おこし行政連絡会議等、所管行政の円滑な推進を図るため、沖縄県、県内市町村と必要に応じ意見交換を実施。

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

在沖国家機関連絡会、日本銀行那覇支店との懇談会等を定期的に開催し、在沖国家機関相互の連絡を密にし、所管行政の円滑な推進に資することを目的とした意見交換を定期的に実施。

定型的事務

鉱業法第63条第3項の規定に基づく那覇鉱山保安監督事務所長との協議等

その他不定期・臨時のもの

駐留軍用地跡地の利用促進に係る連絡会議、北部振興事業の円滑な推進支援に係る連絡会議、国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る現地連絡会議（沖縄県に所在する関係省庁出先機関、沖縄県、県内関係機関の連携の強化により国際会議等の受け入れの円滑化を図るための現地連絡会議を開催）等、所管行政の円滑な推進を図るための意見交換会を必要に応じて開催。

8 地域住民との関わりの状況について

「シンポジウム未来と島々を結ぶみなと」、「中心市街地活性化シンポジウム」、「沖縄バイオマスシンポジウム」等の各種シンポジウム、「辺野喜ダムトリムマラソン大会」、「漢那ダムまつり」、「発明の日フェア」等の各種イベント、「暮らしの総合行政相談所（年4回）」等の各種行政相談、「沖縄の道路写真コンテスト」、「図画・作文コンクール」等の各種コンテスト等を開催するなど、所管行政の推進を図るための広報活動や普及啓発事業等を行っている。

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

中央省庁等改革基本法において、沖縄総合事務局は内閣府に置き、その機能を継続するものとするとして、平成13年1月の省庁再編により内閣府の地方支分部局となった。

(別記1) 沿革関係

(単位:人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度未定員数
設置時(昭和47年度)	昭和47年5月15日の本土復帰と同時に、沖縄の振興開発を一元的、効率的に推進するため、沖縄開発庁の地方支分部局として設置。(5月)	810
昭和51年度	国立沖縄記念公園事務所に関する所掌事務が追加された。(7月)	967
昭和58年度	ダムの操作その他の管理の調整に関する所掌事務が追加された。(7月)	1,019
昭和60年度	自動車の登録、検査等の所掌事務が追加された。(4月)	1,058
平成9年度	米軍基地返還に伴う跡地利用に関する所掌事務が追加された。(4月)	1,060
平成12年度	平成13年1月の省庁再編により、内閣府の地方支分部局となった。(1月)	1,045
現在(平成15年度)	食糧事務所の廃止に伴い、食品の安全管理、食糧の流通管理等の所掌事務が追加された(7月)	1,054

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位:人、%)

区分	沖縄	合計	内閣府本府	
			(沖縄)局	全体
定員数	1,054	1,054	73	2,295
比率	45.9	45.9	3.2	100.0

注) (沖縄)局定員は沖縄振興局と政策統括官(沖縄担当)の合計。
各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

沖縄県伊江村に、土地改良総合事務所伊江支所を新設。

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度執行額

(単位:百万円、%)

区分		沖縄	合計	内閣府
				全体
一般会計	金額	62,900	62,900	5,467,252
	比率	-	-	-
	概要	沖縄の振興開発等に必要経費		
特別会計	金額	95,722	95,722	-
	比率	-	-	-
	概要	沖縄の振興開発等に必要経費		
合計	金額	158,622	158,622	5,467,252
	比率	-	-	-

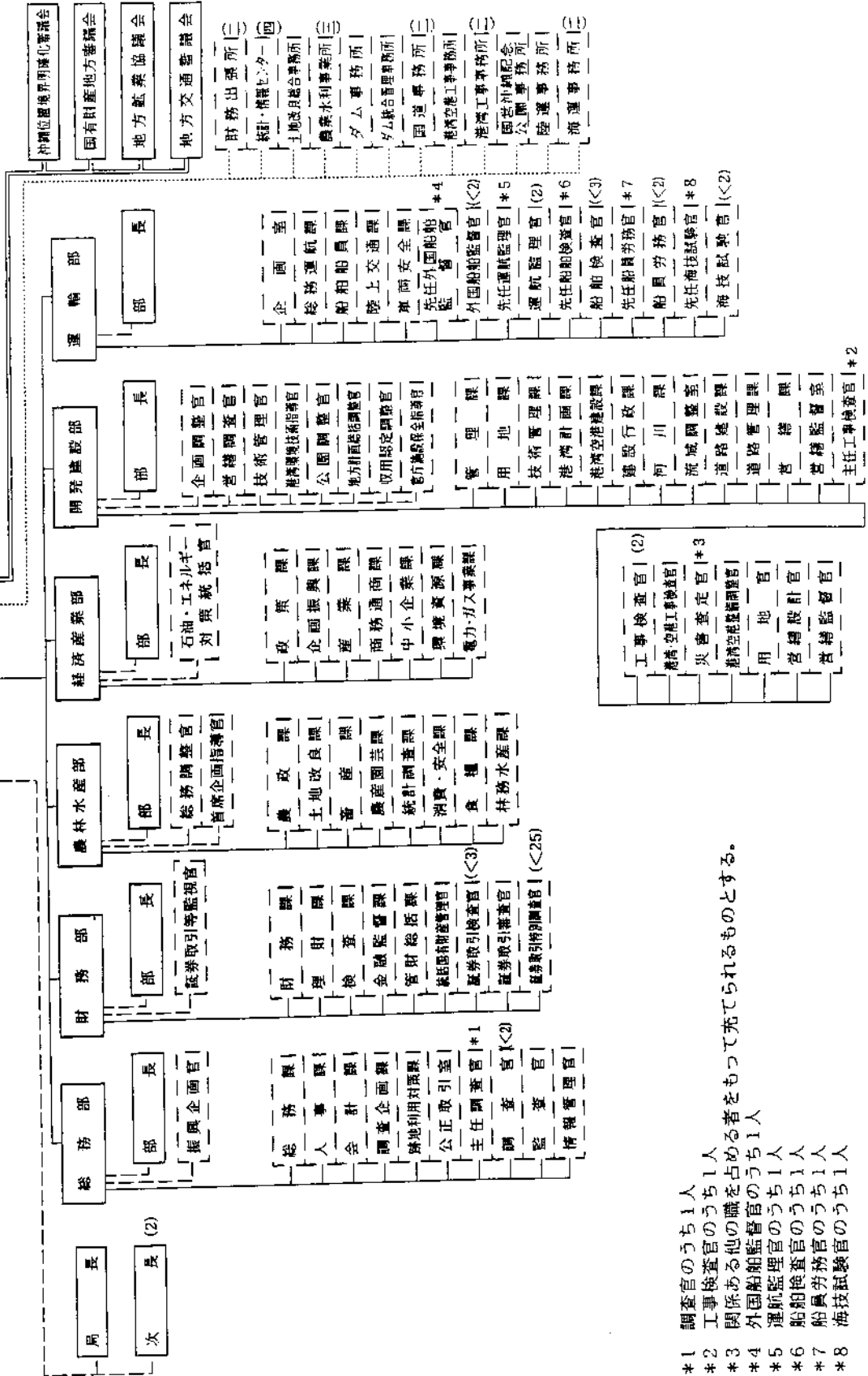
一般会計及び合計欄は、平成14年度内閣府所管会計支出済歳出額

特別会計は、道路整備特別会計、国土土地改良事業特別会計など、財務省所管、農林水産省所管、経済産業省所管、国土交通省所管分等。

平成16年度に予定されている変更点

特になし

沖繩総合事務局
1,054人



- *1 調査官のうち1人
- *2 工事検査官のうち1人
- *3 関係ある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
- *4 外国船舶監督官のうち1人
- *5 運輸監督官のうち1人
- *6 船舶検査官のうち1人
- *7 船員事務官のうち1人
- *8 海技試験官のうち1人

地方支分部局の名称	管区警察局、東京都警察通信部、 北海道警察通信部、府県通信部
省等の名称	警察庁
回答担当課名	長官官房総務課

1 業務概要と設置の必要性について

業務概要について

警察庁にその所掌事務の一部を分掌するため、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の7管区警察局が置かれている。また、管区警察局の通信に関する事務を分掌させるため、各府県ごとに府県通信部が置かれている。東京都及び北海道については、管区警察局の管轄区域から除かれているが、警察通信に関する事務については、府県通信部等に該当するものとして、東京都警察通信部及び北海道警察通信部が置かれている。

管区警察局は、警察庁の所掌事務の一部を分掌し、府県警察に対する監察の実施、警察通信施設の整備・運用、サイバー犯罪に係る各種技術指導、府県警察間の広域捜査の調整、大規模警備に対処するための管区機動隊の拠点としての機能、管区内の幹部警察官の教育訓練等に当たっている。

なお、平成16年度から、東京都警察通信部、北海道警察通信部及び府県通信部の所掌事務に犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務が追加され、それぞれ東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部及び府県情報通信部に改組され、改組された東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部において、都道府県警察が行う捜査のためIT技術を用いた捜査支援を行うこと等をその内容とする犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務を分掌することが予定されている。

設置の必要性について

管区警察局は、警察庁の所掌事務の一部を分掌し、府県警察に対する監察の実施、警察通信施設の整備・運用、サイバー犯罪に係る各種技術指導、府県警察間の広域捜査の調整、大規模警備に対処するための管区機動隊の拠点としての機能、管区内の幹部警察官の教育訓練等に当たっており、警察組織における警察庁の第一線地方機関として、重要な役割を果たしている。

一連の警察不祥事案を受けて平成12年8月に取りまとめられた警察改革要綱に「監察体制の整備」が盛り込まれ、これを受け、平成13年4月に管区警察局に総務監察部（関東管区警察局にあっては監察部）が設置された。総務監察部においては、府県警察の警察運営等の実情を踏まえ、監察実施計画に基づき、又は随時に、府県警察に対する監察を実施しており、警察の効率的な運営及びその規律の保持に資するものとして警察庁が都道府県警察に対して行う監察の実施に当たり、必要不可欠なものとなっている。

また、警察の情報通信システムは、警察運営上の神経系統とも言うべき役割を果たすものであることから、全国的に一元的に統制を行う必要があり、国が直轄で行っているものであるが、府県警察本部が情報通信の結節点となっていることから、府県ごとに府県通信部が設置されているものである。管区警察局情報通信部については、大規模な事故や災害等の発生時における警察活動に必要な通信手段を迅速に確保するため、同部の機動警察通信隊が臨時的通信系の設定その他警察活動に対する情報通信面での広域的な支援を行っているほか、平成13年4月に設置された技術対策課（通称「サイバーフォース」）がサイバー犯罪に係る各種技術指導を行っており、能率的な警察活動を推進するに当たりいずれも必要不可欠である。

さらに、府県間の広域捜査の調整として、平成13年4月に設置された広域調整部においては、例えば、複数の府県において同一の犯人によるとみられる窃盗事件が発生した場合に各府県警察に共同捜査を行わせるほか、複数の府県の境界付近において発生した事案の初動捜査に当たるため関係警察が共同の捜査隊を編成した場合にその指揮官を派遣するなど所要の調整を行っている。高速道路については、全国的な幹線道路であることにもかんがみ広域調整部に置かれる高速道路管理官が各府県警察の高速道路交通警察隊の事務について必要な指示を行っており、また、一の都道府県警察の集団警備力（機動隊等）をもってしては対処することができない事案に対応するため、当該管区内の府県警察の警察官から構成される管区機動隊を管区警察局ごとに編成し、その指導調整の下、サミット等の警備をはじめとする様々な治安事象に対処するという機能を果たしている。

ことに、テロ、災害等突発的に発生する事象に対する危機管理については、国として迅速な対応が求められるところであるが、このような場合に的確な対応をタイムリーに講じていくためには、できるだけ発生場所に近い地点に国の指揮・活動拠点を設けることが望ましく、管区警察局は、このような危機管理における指揮・活動センターとして大きな機能を果たしており、阪神・淡路大震災の際、近畿管区警察局は、「災害警備本部」を設置していち早く活動を開始し、広域交通規制、管区機動隊の派遣等重要な機能を果たしたところである。

このように、管区警察局は、警察組織における第一線地方機関として、重要な役割を果たしており、また、東京都警察通信部、北海道警察通信部及び府県通信部にあっては、平成16年度の組織改正後は都道府県警察の捜査のためIT技術を用いた捜査支援を行うこと等をその内容とする犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務をも行うこととなり、その役割はますます重要になっていくものであることから、地方機関としていずれもその設置が必要不可欠である。

2 管轄区域の設定理由について

管区警察局の位置及び管轄区域は、高等検察庁、地方入国管理局等のブロック単位の警察業務に密接に関係する機関との連絡を保持する必要があることから、おおむねこれらの機関の位置及び管轄区域と一致している。ただし、東京都については、首都警察たる特殊性等から、北海道については北海道警察が全道を管轄していることから、管区警察局の管轄区域とされていない。

3 沿革について
(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について
組織について
(別記2)のとおり。

予算・決算について
(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

警察事務の膨大化、複雑化、多様化にかんがみれば、警察庁の所掌事務のすべてを警察庁本庁が自ら行うことは、能率上適当でない。したがって、管区警察局は、警察庁の所掌事務のうち、皇宮警察に関する事務等その性質上当然に地方機関が所掌する必要のないもの等以外の事務、例えば、警察の能率的な運営及びその規律の保持に資するため府県警察に対して行う監察等の事務は、これを分掌することとしている。

6 地方公共団体との関わりについて

定期的会合

管区警察局は、警察庁の所掌事務の一部を分掌し、府県警察に対する監察の実施、警察通信施設の整備・運用、サイバー犯罪に係る各種技術指導、府県警察間の広域捜査の調整、大規模警備に対処するための管区機動隊の拠点としての機能、管区内の幹部警察官の教育訓練等に当たっており、当該分掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。

なお、当該分掌事務について、定期的に各業務ごとに管区内府県警察の主管課長会議等を実施しているほか、初日の出暴走に対処するための関係府県警察との会議等個別の治安事象に応じた定期的な会議も実施している。また、例えば、2002年ワールドカップ開催に向けた交通対策担当者会議等、臨時的な治安事象に応じた会議も実施している。

定型的事務

と共通

その他不定期・臨時のもの

と共通

7 他の地方支分部局との関わりについて

定期的会合

管区警察局の位置及び管轄区域は、前記2のとおり、警察業務に密接に関係する高等検察庁、地方入国管理局等の機関の位置及び管轄区域とおおむね一致しているところであるが、具体的には、例えば、次のような協議会等を設置するなどして、これらの機関との緊密な連携を確保している。

不法就労等外国人労働者問題地方協議会(外国人労働者に関する諸問題について関係行政機関の連携等を図る。各管区警察局、各高等検察庁、関係地方検察庁、関係地方入国管理局、関係都道府県労働局等)

管区広域緊急援助隊合同訓練(大規模な災害に備え、警察、自衛隊、消防等との共同訓練によって、防災関係機関との相互協力を図る。各管区広域緊急援助隊、機動警察通信隊、管区内各県警察航空隊、陸上自衛隊方面総監部、関係市町村消防局等)

定型的事務

と共通

その他不定期・臨時のもの

と共通

8 地域住民との関わりについて

なし

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

特になし

(別記1) 沿革関係

(単位:人)

年度	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度未定員数
設置時(昭和29年度)	警察庁の所掌事務の一部を分掌する地方機関として東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の7管区警察局が、北海道の区域における情報通信施設の維持管理の事務を分掌する地方機関として北海道地方警察通信部が、それぞれ設置された。(7月)	不明
昭和33年度	東京都の区域における警察通信事務について、関東管区警察局からその事務が分離され、警察庁の地方機関として東京都警察通信部が設置された。また、北海道地方警察通信部が北海道警察通信部に改組された。(4月)	不明
昭和38年度	全国的な幹線道路における交通の規制に関する事務を分掌。(4月)	不明
昭和40年度	昭和38年度に同じ。	不明
昭和60年度	おおむね昭和40年度に同じ。	5,145
平成8年度	警察庁の所掌事務として設けられた広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関する事務を分掌。(6月)	5,069
平成9年度	管区警察局の通信部が情報通信部に改組された。(4月)	5,056
平成13年度	管区警察局の公安部等及び総務部が廃止され、広域調整部及び総務監察部が設置されるとともに、各管区警察局情報通信部に技術対策課(通称「サイバーフォース」)が設置された。(4月)	4,835
現在(平成15年度)	おおむね平成13年度に同じ。	4,660
参考(平成16年度)	東京都警察通信部、北海道警察通信部及び府県通信部の所掌事務に犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務が追加され、それぞれ東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部及び府県情報通信部に改組されるとともに、それぞれ技術対策課が設置される予定である。	

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位:人、%)

区分	北海道	東北	関東	東京都	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	警察庁	
	警察通信部	管区警察局	管区警察局	警察通信部	管区警察局	管区警察局	管区警察局	管区警察局	管区警察局		全体	
定員数	274	486	1017	242	525	693	441	339	643	4,660		7,498
比率	3.7	6.5	13.6	3.2	7.0	9.2	5.9	4.5	8.6	62.1		100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

東京都警察通信部、北海道警察通信部及び府県通信部の所掌事務に犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務が追加され、それぞれ東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部及び府県情報通信部に改組されるとともに、それぞれ技術対策課が設置される予定である

(別記3) 予算・決算関係

各管区警察局の支出済額(平成14年度)及び通信部で使用した経費(平成14年度)

(単位:百万円、%)

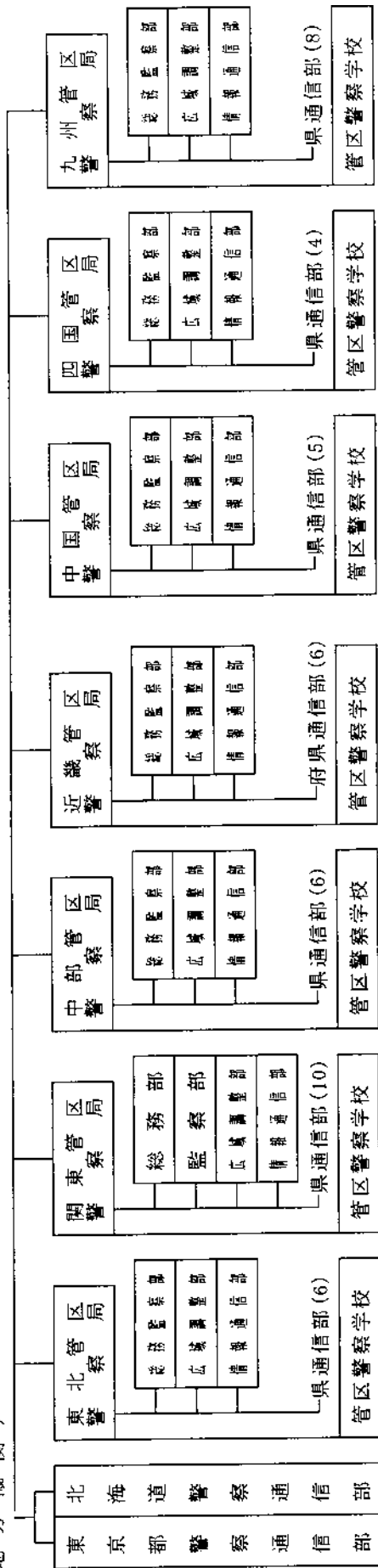
区分	北海道	東北	関東	東京都	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	警察庁	
	警察通信部	管区警察局	管区警察局	警察通信部	管区警察局	管区警察局	管区警察局	管区警察局	管区警察局		全体	
一般会計	金額	3,022	4,930	10,503	3,206	5,588	7,567	4,583	3,054	6,715	46,146	253,335
	比率	1.2	1.9	4.1	1.3	2.2	3.0	1.8	1.2	2.7	18.2	100.0
	概要	人件費、物件費										

平成16年度に予定されている変更点

東京都警察通信部、北海道警察通信部及び府県通信部の所掌事務に犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務が追加され、それぞれ東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部及び府県情報通信部に改組されるとともに、それぞれ技術対策課が設置される予定である

警察庁地方機関機構図

(地方機関)



地方支分部局の名称	地方事務所
省等の名称	公正取引委員会
回答担当課名	官房総務課，官房人事課

1 業務概要と必要性について
業務概要について

公正取引委員会の地方事務所・支所は、それぞれの管轄区域において公正取引委員会の事務を処理しており、その主なものは、独占禁止法・下請法・景品表示法についての相談対応、各種届出の受付、独占禁止法・下請法・景品表示法違反被疑行為についての申告受付・調査等となっている。

設置の必要性について

1 公正取引委員会の所掌事務について

独占禁止法等は経済活動の基本ルールを定めたものであり、独立性・中立性をもって運用されること、及び高度の専門的知識に基づいて運用されることが求められており、もって安定性を持って運用されることが求められる。このため、所管大臣の指揮監督を受けない合議制機関である公正取引委員会が運用機関とされている。現在公正取引委員会の地方事務所・支所が所掌している独占禁止法等の運用に係る専門的業務についても、これらの要件を満して行われていることが必要である。

2 上記1の事務を地方事務所・支所が所掌する必要性について

地方事務所・支所が所掌している主な業務のうち、独占禁止法等の相談対応、及び違反被疑行為の申告受付については、独占禁止法等の内容の複雑さから地方事務所・支所の職員が直接相談者等と面談し事情を聞いて対応しているケースが多い。また、違反被疑行為の調査においては、通常、地方事務所・支所の職員が関係人を事務所等に呼び出し事情聴取を行った上で違反行為を立証している。このような業務内容から、本局が全地方事務所・支所の業務を一元的に担うことは極めて非効率的であり、最低限ブロック単位で事務を管轄する地方事務所・支所の設置が必要である。

2 管轄区域の設定理由について

公正取引委員会の地方機関としては、現在、ブロックごとに計7の地方事務所・支所が設置されているところ、これらの管轄区域については、それぞれの事務所・支所の業務が合理的、かつ効率的に行われることを念頭に設定されたもの。

3 沿革について
(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について
組織について
(別記2)のとおり。

予算・決算について
(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

公正取引委員会の事務は事務総局において処理されているものであるが、事務総局の地方機関である地方事務所・支所は事務総局の事務を各管轄地域に応じて分掌することにより、その機能を本局と分担している。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

【各地方事務所共通のもの】

(名称) 景品表示法各都道府県担当者連絡会議
(目的) 景品表示法の円滑かつ効果的な遂行のため、都道府県と各種情報交換等を行い、緊密な連携を図るとともに都道府県の法執行の支援を行う。

(開催頻度) 半年に1回

(構成員) 各都道府県の景品表示法担当者

(名称) ブロック別都道府県下請取引担当官等会議

(目的) 下請法についての理解を求めると及び情報交換

(開催頻度) 年1回ないし2回

(構成員) 各都道府県の下請法担当者

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

【各地方事務所共通のもの】

(事務) 景品表示法違反被疑事件移送案件の処理結果報告(事件処理後)

(目的) 事件処理状況確認のため

(頻度) 事件を処理した都度

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

【各地方事務所共通のもの】

(名称) 公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議

(目的) 情報提供の円滑化及び協力体制の整備を図ることにより、公共入札に係る独占禁止法違反行為の未然防止に資するため。

(開催頻度) 年1回

(構成員) 国の地方支分部局の連絡担当官、地方公共団体の連絡担当官

【各地方事務所ごとに行っているもののうち主なもの】

(名称) 下請代金支払遅延等防止法に関する連絡会議

(目的) 情報交換

(開催頻度) 年2回

(構成員) 北海道経済産業局下請法担当官

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

【各地方事務所ごとに行っているもののうち主なもの】

(名称) 中部地方整備局との連絡会議

(目的) 入札談合の防止に関して相互に連携を図りつつ入札・契約制度の在り方等について意見交換

(開催頻度) 年1回

(構成員) 契約担当部署の課長等

8 地域住民との関わりの状況について

【各地方事務所共通のもの】

毎年1回、公正取引委員会の活動状況を広く周知するとともに、当委員会に対する意見・要望を伺うことを目的に、地域住民、事業者、団体等広く参加者を募り、「地方講演会」を開催している。

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

景品表示法に係る事務処理については、従来、調査権限・指示権限が公正取引委員会から都道府県知事に機関委任されていたところ、地方分権一括法による改正により、都道府県知事の権限は自治事務となった。その後、平成15年の景品表示法改正により、都道府県の事務処理範囲が拡大された。

(別記1) 沿革関係

(単位：人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度未定員数
設置時(昭和22年度)	名古屋地方事務所, 大阪地方事務所, 福岡地方事務所を設置(7月)	不明
昭和39年度	札幌地方事務所を設置(7月)	36
昭和40年度	仙台地方事務所を設置(9月)	50
昭和41年度	広島地方事務所を設置(7月)	57
昭和42年度	高松地方事務所を設置(7月)	75
昭和60年度	昭和42年度と同様	97
平成3年度	地方事務所の名称を都市名からブロック名へ変更(例:札幌地方事務所 北海道事務所)(4月)	114
平成8年度	事務総局制導入に伴い, 近畿事務所, 中国事務所及び四国事務所を再編・統合(近畿事務所の管轄区域を拡大し, 名称を近畿中国四国事務所と変更するとともに, 当該地方事務所の事務を分掌させるため, 中国支所及び四国支所を設置)(6月)	129
現在(平成15年度)	平成8年6月と同様	160

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位：人、%)

区分	北海道	東北	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	公正取引委員会	
									全体	
定員数	18	16	32	39	19	13	23	160	643	
比率	2.8	2.5	5.0	6.1	3.0	2.0	3.6	25.0	100.0	

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

全地方事務所・支所を通じて6名の定員増を予定。また、四国支所取引課を設置予定。

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算額

(単位：百万円、%)

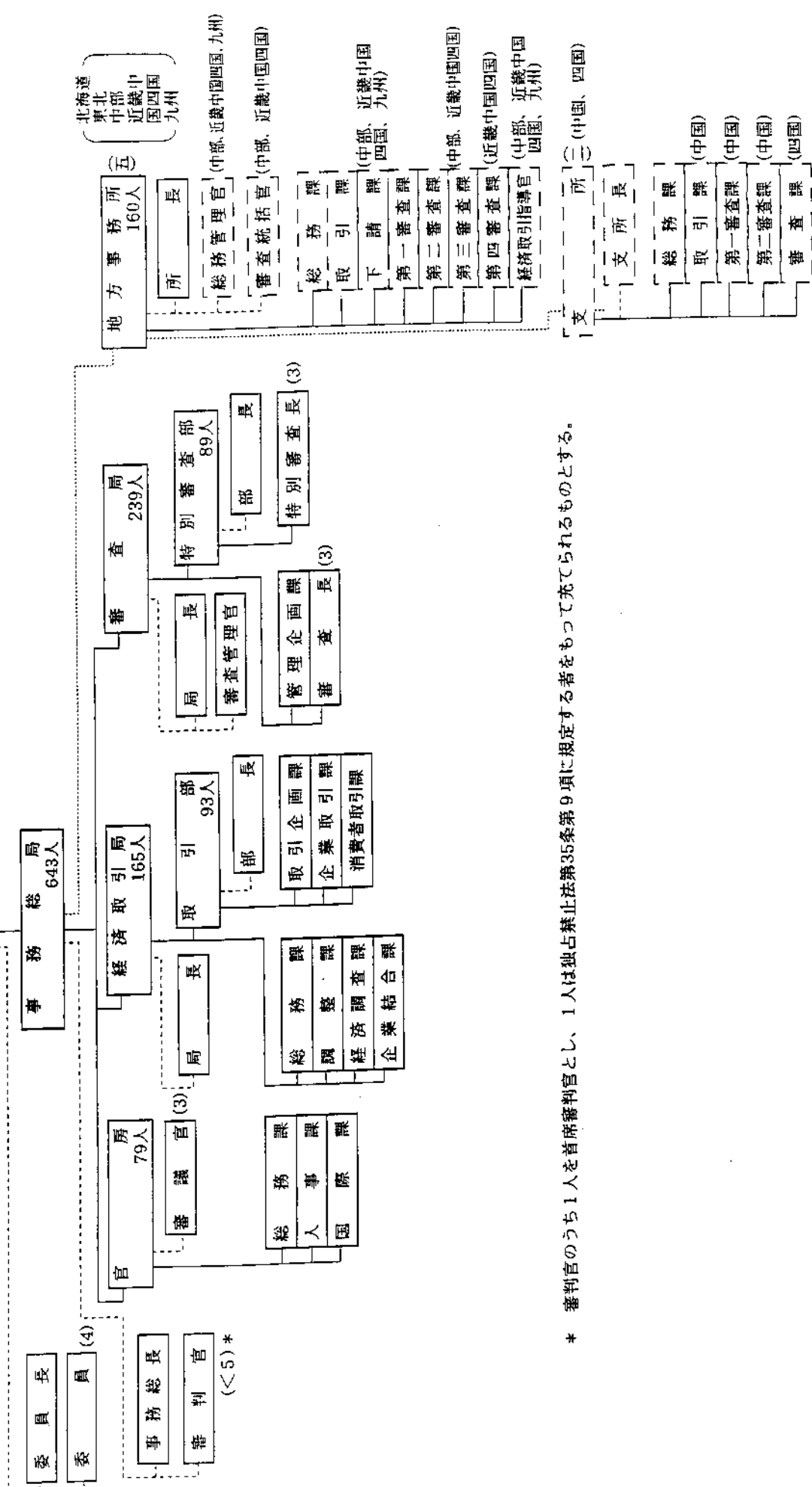
区分		北海道	東北	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	公正取引委員会	
										(本)局	全体
一般会計	金額	139	133	254	298	128	89	173	1,214	4,675	5,889
	比率	2.4	2.3	4.3	5.1	2.2	1.5	2.9	20.6	79.4	100.0
	概要	地方事務所庁舎維持の管理及び人件費									

平成16年度に予定されている変更点

特になし

東京都千代田区霞が関1-1-1
電話(3581)5471

公正取引委員会



* 審判官のうち1人を首席審判官とし、1人は独占禁止法第35条第9項に規定する者をもって充てられるものとする。

地方支分部局の名称	防衛施設局
省等の名称	防衛施設庁
回答担当課名	総務部総務課

1 業務概要と必要性について
業務概要について

防衛施設局は、防衛施設（在日米軍施設及び自衛隊施設）を取得し、その安定的な運用の確保を図ることを任務としており（防衛庁設置法第41条）、この任務を達成するため、自衛隊や在日米軍が使用するための土地・建物などの買入れ、借上げ、それらの管理、防衛施設周辺の方々の暮らしの安定と福祉の向上を図るため、市町村等が行う公共用施設等の整備事業や飛行場周辺の住宅の防音工事等に対する助成、自衛隊や在日米軍が使用する防衛施設の建設、在日米軍施設で勤務する従業員の雇用及び労務管理、在日米軍の駐留を円滑かつ安定的にするため、在日米軍施設の整備や在日米軍施設で勤務する従業員の給与等の負担、沖縄県の方々の負担を軽減するため、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告の実施などの事務を行っている。

設置の必要性について

防衛力を支える基盤として必要不可欠な防衛施設には、飛行場・演習場・港湾・弾薬庫等、防衛施設毎に特性があり、基地周辺住民にとっては、直接的に利益を与えるものではなく、むしろ不利益を与える面が多いと受け取られやすい（騒音問題、地域開発への影響等）。防衛施設局は、防衛施設を取得し、その安定的な運用の確保を図るという任務を達成するため、関係地方公共団体、地主、基地周辺住民等の地元関係者の理解と協力を得ることが必要不可欠であり、米軍・自衛隊と地元関係者との間に立って、いわばパイプ役としての調整・交渉等の役割を果たしている。基地行政の基本的スタンスは、地元関係者の頭越しに基地問題を推進することはしないということであり、基地周辺住民に与える影響や環境問題への対応等地元関係者が抱く米軍・自衛隊に対する不安・懸念を払拭するため、現地におけるパイプ役としての防衛施設局の機能・役割を果たす必要がある。

2 管轄区域の設定理由について

防衛施設局は、防衛施設庁の所掌事務を分掌（防衛庁設置法第53条）し、現地におけるパイプ役としての防衛施設局の機能・役割を果たすため、防衛施設の取得、提供、運用を円滑に行わせるための用地取得、財産管理、建設工事の実施、基地周辺対策等を実施しており、当該事務を円滑に実施するため、通常ブロック機関とは異なり、駐留軍・自衛隊の配備状況、防衛施設の配置状況等を考慮し、全国8箇所に配置しているものである。具体的には、通常ブロックとしては九州に含まれる沖縄には、在日米軍施設が多数所在しているため那覇防衛施設局を、また、関東には在日米軍司令部、主要な飛行場・演習場・港湾等が多数所在しているため、東京及び横浜の両防衛施設局を配置しており、これは、防衛施設局の配置の特異性である。

3 沿革について
（別記1）のとおり。

4 組織及び予算・決算について
組織について
（別記2）のとおり。

予算・決算について
（別記3）のとおり。

5 本省との機能分担について

防衛施設局は、防衛施設庁の所掌事務を分掌（防衛庁設置法第53条）しており、現地におけるパイプ役として防衛施設の取得等の各種業務を遂行している。一方、防衛施設庁本庁は、防衛施設局と現地米軍・自衛隊及び関係地方公共団体・基地周辺住民等との調整・交渉等を踏まえ、中央レベル（防衛庁本庁、在日米軍司令部等）で調整・交渉等を行い、防衛施設庁の任務遂行のため、防衛施設局を指揮監督している。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

米軍及び自衛隊基地の設置・運用に係る諸問題に係る協議及び航空機事故に伴う災害が発生した場合の連絡体制の整備・総合的な応急対策の実施に係る協議等を目的として、基地対策協議会（委員会）、航空機事故連絡協議会等を開催。構成員は、防衛施設局、関係都道府県・市町村、警察、消防等から構成。年1回以上定期的に開催。

定型的事務

障害防止事業、騒音防止事業、民生安定助成事業等補助金に係る交付申請の受付・交付決定・確定等事務を実施。

その他不定期・臨時のもの

防衛施設局は、防衛施設を新規に取得する場合及びすでに設置している防衛施設の運用から派生する諸問題（騒音問題等）を解決するため、関係都道府県・市町村、基地周辺住民等の地元関係者の理解と協力を得る必要があり、その都度、基地対策協議会（委員会）等を開催するなど、地元関係者の同意を得るための調整・交渉等を行っている。

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

なし

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

なし

8 地域住民との関わりの状況について

なし

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

在日米軍基地の労働者の労務管理等事務について、地方分権一括法の施行による機関委任事務制度の廃止に伴い、同事務の一部を暫定的に法定受託事務とし、平成14年4月1日から独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に移行した。

(別記1) 沿革関係

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	(単位：人) 年度末定員数
設置時(昭和37年度)	防衛施設庁の所掌事務を分掌する防衛施設局として、全国8ブロック(札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、呉、福岡各局)に設置された。(11月)	2,921
昭和40年度	昭和37年度と同様。	2,745
昭和47年度	沖縄復帰に伴い、那覇防衛施設局を設置し、全国9ブロック体制とした。(5月)	3,138
昭和60年度	名古屋防衛施設局と大阪防衛施設局を統合し、全国8ブロック体制とした。(11月)	2,857
昭和62年度	呉防衛施設局の移転に伴い、広島防衛施設局へ名称変更された。(10月)	2,832
平成14年度	駐留軍等労働者の労務管理等事務の一部を独立行政法人に移行した。(4月)	2,631
現在(平成15年度)	平成14年度末と同様。	2,601

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定) (単位：人、%)

区分	札幌防衛施設局	仙台防衛施設局	東京防衛施設局	横浜防衛施設局	大阪防衛施設局	広島防衛施設局	福岡防衛施設局	那覇防衛施設局	合計	防衛施設庁全体
定員数	232	242	423	427	259	219	317	482	2,601	3,150
比率	7.4	7.7	13.4	13.6	8.2	7.0	10.1	15.3	82.6	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度歳出予算現額(決算ベース) (単位：百万円、%)

区分	札幌防衛施設局	仙台防衛施設局	東京防衛施設局	横浜防衛施設局	大阪防衛施設局	広島防衛施設局	福岡防衛施設局	那覇防衛施設局	合計	防衛施設庁全体	
一般会計	金額	41,864	59,303	85,772	197,470	38,392	64,743	69,727	216,470	773,741	823,424
	比率	5.1	7.2	10.4	24.0	4.7	7.9	8.5	26.3	94.0	100.0
	概要	基地周辺対策、自衛隊・在日米軍施設の整備等									
特定国有財産整備特別会計	金額	0	0	285	0	0	0	0	0	285	285
	比率	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	概要	特定国有財産の整備									
空港整備特別会計	金額	205	0	0	0	99	0	0	0	304	304
	比率	67.4	0.0	0.0	0.0	32.6	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	概要	空港の整備									
合計	金額	42,070	59,303	86,057	197,470	38,491	64,743	69,727	216,470	774,330	824,014
	比率	5.1	7.2	10.4	24.0	4.7	7.9	8.5	26.3	94.0	100.0

計数は、(組織)防衛施設庁の予算現額に、(組織)防衛本庁及び特別会計の支出負担行為示達額を加えたものである。

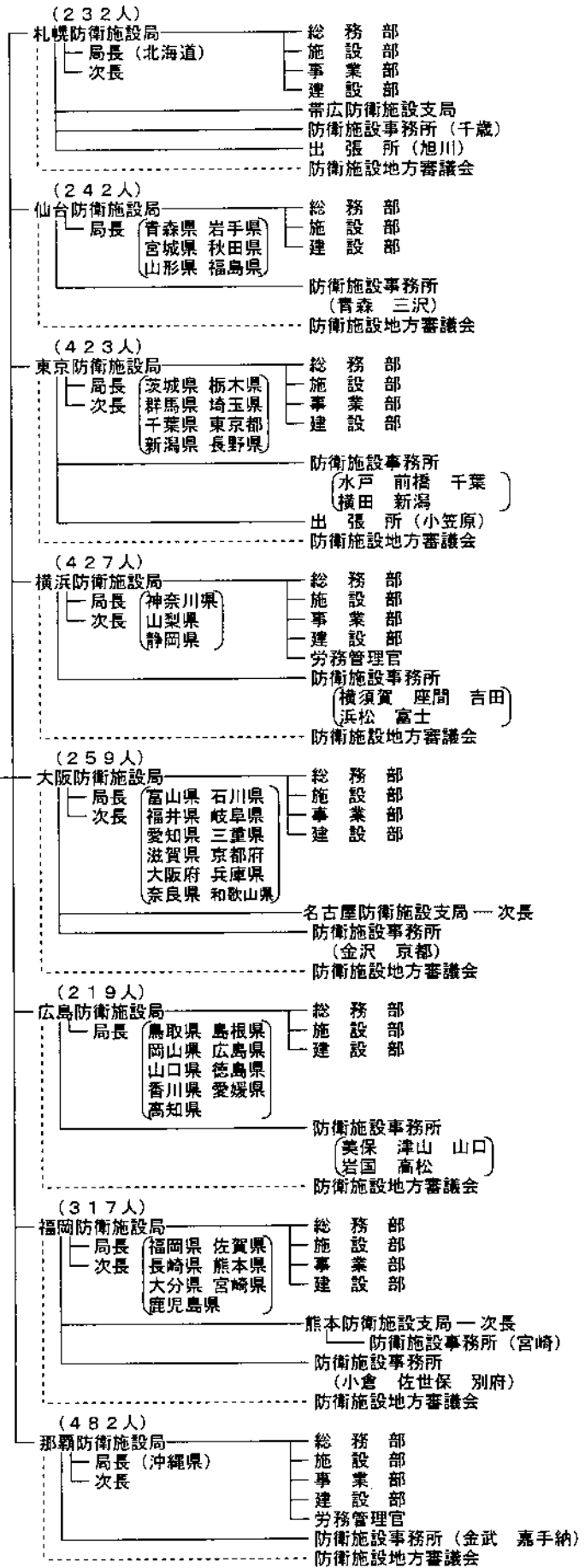
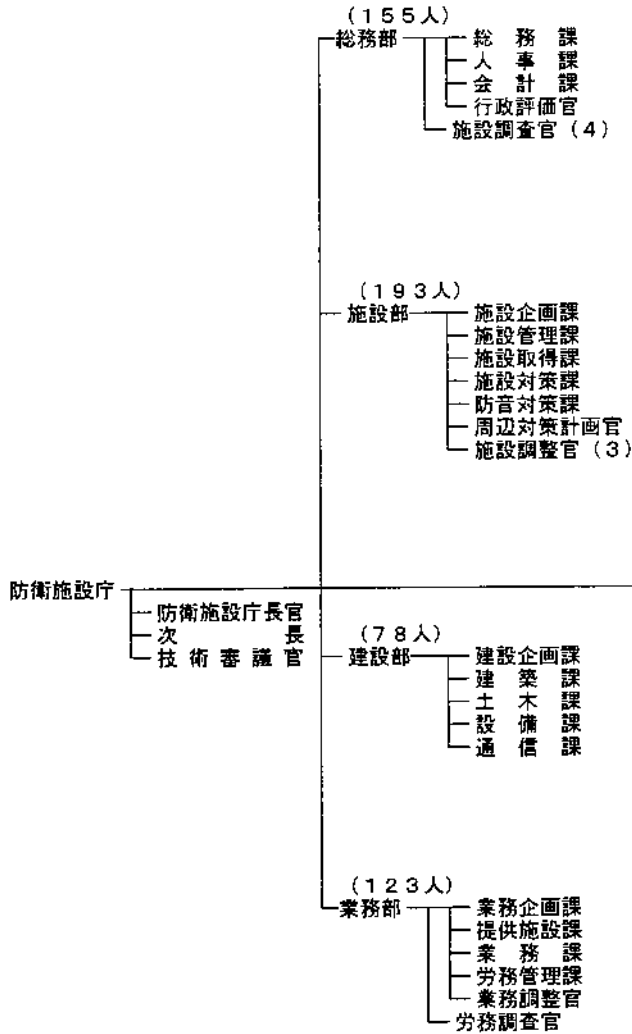
平成16年度に予定されている変更点

特になし

防衛施設庁組織表 (平成15年度末)

[定員]

本庁	549人
地方支分部局	2,601人
計	3,150人



地方支分部局の名称	管区行政評価局・行政評価事務所 沖縄行政評価事務所
省等の名称	総務省
回答担当課名	行政評価局総務課

1 業務概要と必要性について
業務概要について

主として以下の業務を実施
 総務省行政評価局が、国の行政に関し全国規模で行う政策評価や行政評価・監視についての現地調査を実施
 独自に、地域住民の生活に密着した国の行政上の問題を取り上げ、現地で必要な改善を図る行政評価・監視を実施
 行政相談の窓口を設置し、国の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立の立場から関係行政機関等に必要なあっせんを行い、その解決を促進
 政策評価制度や情報公開制度についての政府の案内窓口として、制度の仕組みや手続等についての情報を提供

設置の必要性について

総務省が政策評価、行政評価・監視、行政相談等の機能を十全に発揮していくに当たっては、以下の理由から、地方支分部局の設置が必要
 評価活動を的確に進めていくためには、地域における政策の発現状況や国の行政運営の実態、行政課題の発生状況等を具体的なデータにより把握することが不可欠
 このためには、現地に常駐し、地域行政に問題意識を持ちつつ情報を収集し、現地の行政事情に精通していることが必要
 地域住民等から相談のあった国の行政に関する苦情や意見・要望の迅速・的確な処理を行うためには、関係行政機関からの事情聴取や現地調査など、相談者の所在地域に密着した活動が不可欠であること、また、総務大臣が行政相談委員法に基づき、各市区町村を担当区域として配置している約5千人の行政相談委員に対しても、現地においてきめ細かい指導・支援を常時行うことが必要
 政策評価制度や情報公開制度の実効性を確保するためには、国民の身近にあって制度を熟知し、行政情報の所在案内にも長けた窓口が現地に必要

2 管轄区域の設定理由について

国の行政に関する現地調査の実施や、現地における行政の改善、地域住民から相談のあった国の行政に関する苦情や意見・要望の解決や実現の促進、各市区町村域ごとに配置の行政相談委員に対する支援・指導、政策評価制度や情報公開制度についての政府の案内窓口に係る業務を十全に行うためには、現地にあって地域と密着した活動が不可欠であることから、必要最小限の現地機関として、行政の主要な管轄区分である都道府県の区域を管轄区域とした地方支分部局の設置が必要

3 沿革について

(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

(別記2)のとおり。

予算・決算について

(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

(政策評価及び行政評価・監視について)

本省は、国の行政に関し全国規模で見直し等を図る必要がある問題について、政策評価及び行政評価・監視の企画・立案、取りまとめ、勧告等を担当。管区行政評価局・行政評価事務所は、本省が企画・立案した調査計画に基づき、現地における実証データを把握し本省に報告するとともに、独自に、地域住民の生活に密着した国の行政上の問題を取り上げ、現地で必要な改善を図る行政評価・監視を実施

(行政相談について)

本省は、行政相談制度の企画・立案を行うとともに、行政苦情等のうち、行政制度及び行政運営の基本に係るもの等についてのあっせんを実施。管区行政評価局・行政評価事務所は、行政相談の窓口として相談を受け付け、管轄区域において解決可能な行政苦情についてのあっせん及び各市区町村域ごとに配置した行政相談委員に対する支援・指導を実施

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

行政相談業務の円滑かつ効果的な実施を図るため、管轄区域内において国の行政機関等のほか、都道府県・市町村で構成する官公庁苦情相談連絡協議会を年1回程度開催
さわやか行政サービス運動を推進するため、管轄区域内の国の行政機関等で構成する地域さわやか行政サービス推進協議会（都道府県・市町村はオブザーバー）を年1回程度開催

定型の事務

なし

その他不定期・臨時のもの

政策評価及び行政評価・監視に関連して、
国の委任又は補助に係る業務、
国の行政機関の業務と一体として把握される必要のある第1号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務
の実施状況に関し、必要な調査を実施
上記 及び に関し、行政苦情についてのおっせんを実施
国や地方公共団体等に関する幅広い相談事案を受け付け、処理するため、国の行政機関等及び都道府県・市町村の協力を得て、主要都市に総合行政相談所を設置、また、春・秋の行政相談週間を中心に全国各地で合同行政相談所を開設。さらには、大規模災害や地域住民の生活基盤に多大の影響を及ぼす事態が発生した場合に特別総合行政相談所を開設
行政相談委員の活動を円滑に実施するために、市区町村担当者との連携を図るための市区町村窓口担当者連絡協議会を開催
地方公共団体と政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に関し、必要な情報や意見交換を適宜実施
国の行政機関等及び地方公共団体の評価・監査担当部局とのセミナーや意見交換会を適宜実施

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

行政相談業務の円滑かつ効果的な実施を図るため、管轄区域内において国の行政機関等のほか、都道府県・市町村で構成する官公庁苦情相談連絡協議会を年1回程度開催
さわやか行政サービス運動を推進するため、管轄区域内の国の行政機関等で構成する地域さわやか行政サービス推進協議会（都道府県・市町村はオブザーバー）を年1回程度開催

定型の事務

なし

その他不定期・臨時のもの

政策評価、行政評価・監視の調査対象として、実地調査等を実施
行政評価・監視の結果、是正改善の措置を必要とし、現地的に解決が可能と認められる事項について、改善所見を表示
行政苦情についてのおっせんを実施
国や地方公共団体等に関する幅広い相談事案を受け付け、処理するため、国の行政機関等及び都道府県・市町村の協力を得て、主要都市に総合行政相談所を設置、また、春・秋の行政相談週間を中心に全国各地で合同行政相談所を開設。さらには、大規模災害や地域住民の生活基盤に多大の影響を及ぼす事態が発生した場合に特別総合行政相談所を開設
国の行政機関等の職員を対象に、政策評価に関する統一研修（地方研修）を各ブロックごとに開催
国の行政機関等及び地方公共団体の評価・監査担当部局とのセミナーや意見交換会を適宜実施

8 地域住民との関わりの状況について

地域住民からの行政相談の受付・処理
地域において社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者を行政相談委員として委嘱
政策評価制度や情報公開制度についての政府の案内窓口として、制度の仕組みや手続等についての情報を提供
国民の意見・要望を吸収し、政策評価、行政評価・監視等の業務の運営に反映させるとともに、併せて管区行政評価局・行政評価事務所の業務に対する国民の理解を得ることを目的として、民間有識者、地域住民の代表者等を対象に行政懇談会を開催

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

（地方分権改革に伴う改正点）

国の行政機関の業務と一体として把握される必要がある第1号法定受託事務について、当該事務に係る業務の実施状況の調査に関する規定を整備

（中央省庁等改革に伴う改正点）

管区行政評価局・行政評価事務所の事務として、政策評価に関する事務を追加

(別記1) 沿革関係

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	(単位：人) 年度末定員数
設置時(昭和27年度)	各行政機関の業務の実施状況の監察を所掌する行政管理庁監察部の地方支分部局として、管区監察局8局(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州)、地方監察局(41局)を設置(8月)	1,488
昭和32年度	管区監察局を管区行政監察局に、地方監察局を地方行政監察局に改組(8月)	1,330
昭和35年度	行政管理庁設置法改正により、行政相談業務を所掌事務上明文化(5月)	1,350
昭和40年度	昭和35年度と同様	1,369
昭和47年度	沖縄行政監察事務所の設置(5月)	1,226
昭和53年度	3地方行政監察局(函館、旭川、釧路)の廃止、分室に改組(7月)	1,156
昭和56年度	中国四国管区行政監察局、四国行政監察支局の設置(4月)	1,090
昭和59年度	総務庁設置(4月) 地方行政監察局を行政監察事務所に改組(10月)	1,076
昭和60年度	昭和59年度と同様	1,061
平成11年度	関東管区行政監察局の埼玉移転、東京行政監察事務所の設置、埼玉行政監察事務所の廃止(2月)	986
平成12年度	総務省設置。管区行政評価局、行政評価事務所に改組。政策評価に関する事務を追加(1月)	981
現在(平成15年度)	平成12年度末と同様	925

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位：人、%)

区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国 四国	四国 支局	九州	沖縄	合計	総務省	
											行政 評価局	全体
定員数	76	109	173	115	133	100	73	127	19	925	169	5,311
比率	1.4	2.1	3.3	2.2	2.5	1.9	1.4	2.4	0.4	17.4	3.2	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算

(単位：百万円、%)

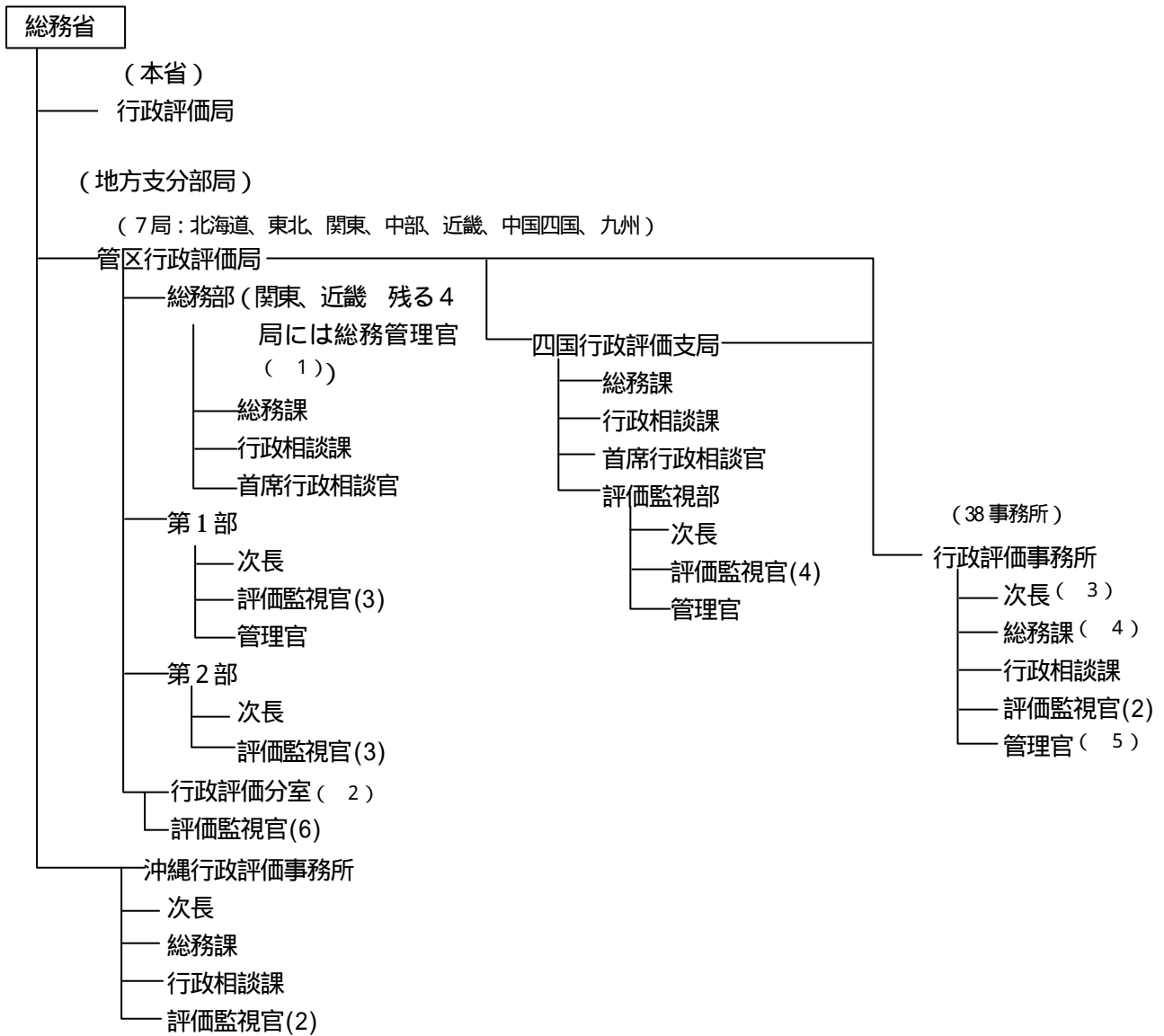
区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国 四国	四国 支局	九州	沖縄	合計	総務省	
											行政 評価局	全体
一般 会計	金額	684	962	1,656	992	1,142	837	609	1,100	161	8,147	18,016,132
	比率	0.004	0.005	0.009	0.006	0.006	0.005	0.003	0.006	0.001	0.045	100.0
	概要	政策評価、行政評価・監視、行政相談等の実施										

平成16年度に予定されている変更点

特になし

管区行政評価局・行政評価事務所の組織

平成 15 年度末



- 1 東北、中部、中国四国、九州（北海道は行政相談部）
- 2 北海道
- 3 福島、千葉、東京、神奈川、石川、京都、兵庫、岡山、熊本
- 4 岩手、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、山梨、富山、岐阜、三重、福井、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、徳島、高知、佐賀、大分、宮崎
については総務課に代えて総務室
- 5 鹿児島

1 業務概要と必要性について

業務概要について

有線電気通信の規律・監督、電気通信事業の規律・監督、地域の特性に応じた情報化の促進及び振興、放送局の規律・監督及び許認可、受信障害対策、格差是正支援、地上放送のデジタル化の推進、ケーブルテレビの規律・監督及び許認可、船舶・航空機等の無線局免許・検査、国の機関、電気通信事業者等の無線局免許・検査、登録点検事業者等の登録、電波の利用状況の調査・公表、高層建築物等による電波伝搬障害防止、高周波利用設備に係る電波の監督管理、周波数の管理、電波の有効利用の促進、電波の監視、不法無線局の探査、信書便事業の監督等

設置の必要性について

情報通信を巡る状況としては、電気通信事業の競争の進展、通信を巡る公平競争と国際化、標準化等振興、格差是正事業等の公共投資、情報通信ネットワーク基盤整備推進、地上放送のデジタル化の推進等がある。総合通信局等は、本省の行政施策の実施機関であり、各種施策を地域的特性に具現化する役割がある。また、国民との直接的接点であり、情報通信行政の周知・広報を図るとともに、地方の電気通信事業者等の申請者からの各種申請に対応し、関係団体の指導、行政相談対応などきめ細やかな情報通信行政を展開するため設置しているところである。

2 管轄区域の設定理由について

総合通信局等を各地方に設置することは、情報通信における地域間の質的、量的な格差を生むことなく、地域の発展を促進するのに資するものである。具体的には、総合通信局等が中核となって地域の情報通信機能の高度化を促進するとともに、免許人、電気通信事業者、関係団体の指導、行政相談などきめ細やかな援助が必要とされる各地域に密着し、情報通信行政を展開することを可能としたものである。放送に関しても、地上放送のデジタル化の推進、難視聴解消のための中継局の設置、非常災害時における放送の確保のための対策等に関し、地域の実情を踏まえたきめ細かい施策、指導等を総合通信局等が行っているところである。また、重要無線通信に対する混信妨害を排除し、電波の利用秩序を確保していくことは国の責務であり、特に年々電波需要の拡大にともない周波数の逼迫状況が深刻化している状況において、管内に設置した電波監視機関による迅速適切な対応が求められる。電波の監視、不法無線局の探査等は、電波の空間的占有性に対応するため現地に出向いて対応せざるを得ない現地性の強い事務であり、それらの拠点として現状の10局及び1事務所が必要である。

3 沿革について

(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

(別記2)のとおり。

予算・決算について

(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

総合通信局等は包括的な情報の電磁的流通に関する行政の推進を担う地方支分部局であり、本省の施策を地域の特性に応じて具現化するのがその役割である。また、地域のニーズの動向把握、周知活動を行い、地域の実情に応じたきめ細やかな且つ円滑な行政サービスの提供を行う。電気通信事業においては、総合通信局等は、管轄区域内の電気通信事業の規律・監督を担い、本省は、電気通信事業の総合的な政策に関する企画・立案、推進等を担う。電波関係においては、電波は空間を伝搬し占有する特性から地理的、地形的要因に起因する伝搬特性を有しているため、電波の公平かつ効率的な利用を確保し電波の利用秩序を維持していくために、総合通信局等は、地域の状況に応じた迅速かつ適切な電波の監理監督を実施する必要がある。本省は、適切な周波数の割当て、電波の有効利用の促進等の電波政策の総合的な企画・立案、推進を担う。研究開発においては、総合通信局等は、各地域における技術に関するニーズの把握、地方公共団体をはじめとする産学官の各機関との情報交換、公募等の制度の周知及び広報活動等を行い、本省は、情報通信分野の研究開発を総合的に推進している。放送においては、総合通信局等は、一定規模以下の放送局の許認可等を担い、本省においては、放送全般の総合的な政策の企画・立案及び一定規模以上の放送局の許認可等を担っている。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

各総合通信局とも概ね同様の会議を開催している。【関東】「都県・政令指定都市情報化担当部長等会議」：都県及び政令指定都市の情報化政策を担当する部局長との情報交換及び意見交換を目的。（年2回程度）。【関東】「地域情報化セミナー」：関東管内の地方公共団体職員を対象に講演会を開催。地域情報化の推進に役立つ情報の提供。（年1回）。【東海】東海地方防災行政無線連絡会（岐阜・静岡・愛知・三重の各県・名古屋市）。（年1回）。

定型的事務

各総合通信局とも概ね同様の事務を行っている。地方公共団体を交えて非常通信訓練を実施。（年4回程度）。各都道府県・市町村が策定する交通安全計画・地域防災計画について、毎年度総合通信局へ照会があり、情報通信関連について助言する。

その他不定期・臨時のもの

【関東】「関東広域地上デジタル推進協議会」が平成13年3月に設立され、特別会員を8都県に依頼した。また、周知広報部会には、平成13年6月開催の第2回会議から各都県が参加。【近畿】地域情報化推進シンポジウム：管内府県及び市町村の情報企画担当者等を対象とした、地域情報化等に関する講演会、セミナー等を開催。【東海】東海情報通信と消費生活に関するセミナー：市町村役場の消費生活相談担当者に対する情報通信の現状等の説明会・意見交換会を実施。

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

各総合通信局とも概ね同様の会合に参加。【近畿】近畿広域戦略会議（近畿地方の12の国の出先機関が、近畿地域の発展について共同で検討する会議）：局長会（年1回程度）、部長会（年1回程度）、幹事会（月1回程度）【東海】東海地方非常通信協議会：総合通信局が主体となり、中部管区警察局・中部地方整備局・第四管区海上保安本部・名古屋地方気象台によびかけて開催。総会（年1回）、常任幹事会（年3回）

定型的事務

各総合通信局とも概ね同様の事務を実施。【東海】警視庁、各県警察本部の電波法事件取り扱い担当部署と違法無線局が多い地域等について情報交換し、事前打ち合わせ及び共同で路上取締りを実施。（各県年1～2回程度）。海上保安庁とも連携して同様に実施。【東海】総合通信局が主体となり中部管区警察局、中部地方整備局、第四管区海上保安本部、名古屋地方気象台に呼びかけて非常通信訓練を実施。（年1回）

その他不定期・臨時のもの

【関東】県警察本部から電波法取締りに関しての講習会の要請があった場合には、講師として出席。【東海】「ITSにおけるデジタル放送を含めた携帯電話・DSRC等無線システム活用策に関する調査研究会」（平成15年7月3日～）：中部地方整備局と連携（研究会4回・作業部会8回開催予定）

8 地域住民との関わりの状況について

各総合通信局とも概ね同様の対応を実施。地域住民から寄せられる様々な情報通信に関する質問・意見・要望等に対処するため、局内に「総合通信相談所」を設置して、行政相談を実施。電話及び手紙による混信申告案件について、現地に赴き実態調査及び混信対策に対する指導並びに案件により警察への告発等を実施。電磁環境障害申告に基づき申告者宅を訪問するなどして、電磁環境障害の除去に努め、必要に応じてその付近の障害の状況など調査を実施。【近畿】各府県の消費生活センターが開催する講演会・研修会等に講師を派遣し、地域住民に対し電気通信サービス関係について講演（年間5回程度）

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

平成13年1月の省庁再編により、地方電気通信監理局は総合通信局へ、沖縄郵政管理事務所は沖縄総合通信事務所へ名称の変更を行っている。

(別記1) 沿革関係

(単位:人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度未定員数
昭和24年度 (設置時)	通信省の2省分離に伴い、電気通信省電波庁の地方支分部局として地方電波管理局を設置。(6月)全国10ブロック体制。	不明
昭和27年度	電波監理委員会が廃止、その所掌事務の郵政省への統合に伴い、地方電波監理局を郵政省の地方支分部局として再編。(8月) (ブロック体制の変更なし。)	不明
昭和40年度	(ブロック体制の変更なし。)	2,129
昭和47年度	沖縄の日本復帰に伴い、沖縄郵政管理事務所設置。(5月) (全国10局及び1事務所体制に移行。)	1,987
昭和60年度	内部部局の3局再編及び電気通信事業法の施行等に伴い、地方電波監理局を、地方電気通信監理局に改組(名称変更)。(4月) (ブロック体制の変更なし。)	1,753
平成12年度	地方電気通信監理局を総合通信局に、沖縄郵政管理事務所を沖縄総合通信事務所に改組(名称変更)。(1月)(ブロック体制の変更なし。)	1,550
現在(平成15年度)	平成12年度末及び省庁再編前と業務は同様。	1,535

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位:人、%)

区分	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計	総務省	
													情報通信政策局 総合通信基盤局	全体
定員数	143	139	318	85	79	155	184	127	96	162	47	1,535	609	5,311
比率	2.7	2.6	6	1.6	1.5	2.9	3.5	2.4	1.8	3.1	0.9	28.9	11.5	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

一部の局において、電気通信分野の利用者保護ルールの適正な運用の確保に係る事務の増加に伴う増、電波の利用状況の調査に関する事務の実施のための増及び電波伝搬障害に関する事務の増加に伴う定員増を予定。

(別記3) 予算・決算関係

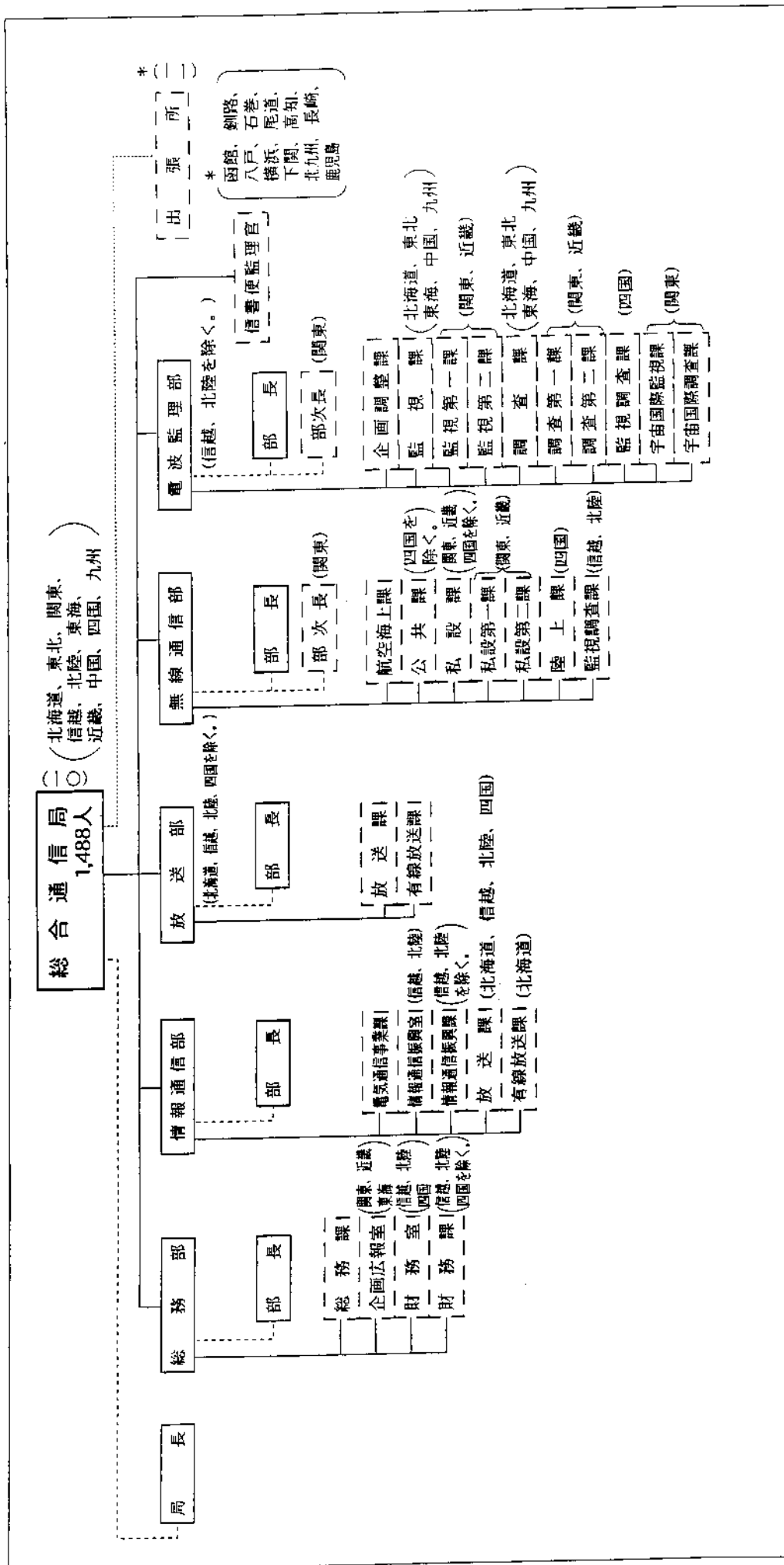
地方支分部局別・会計別平成14年度決算

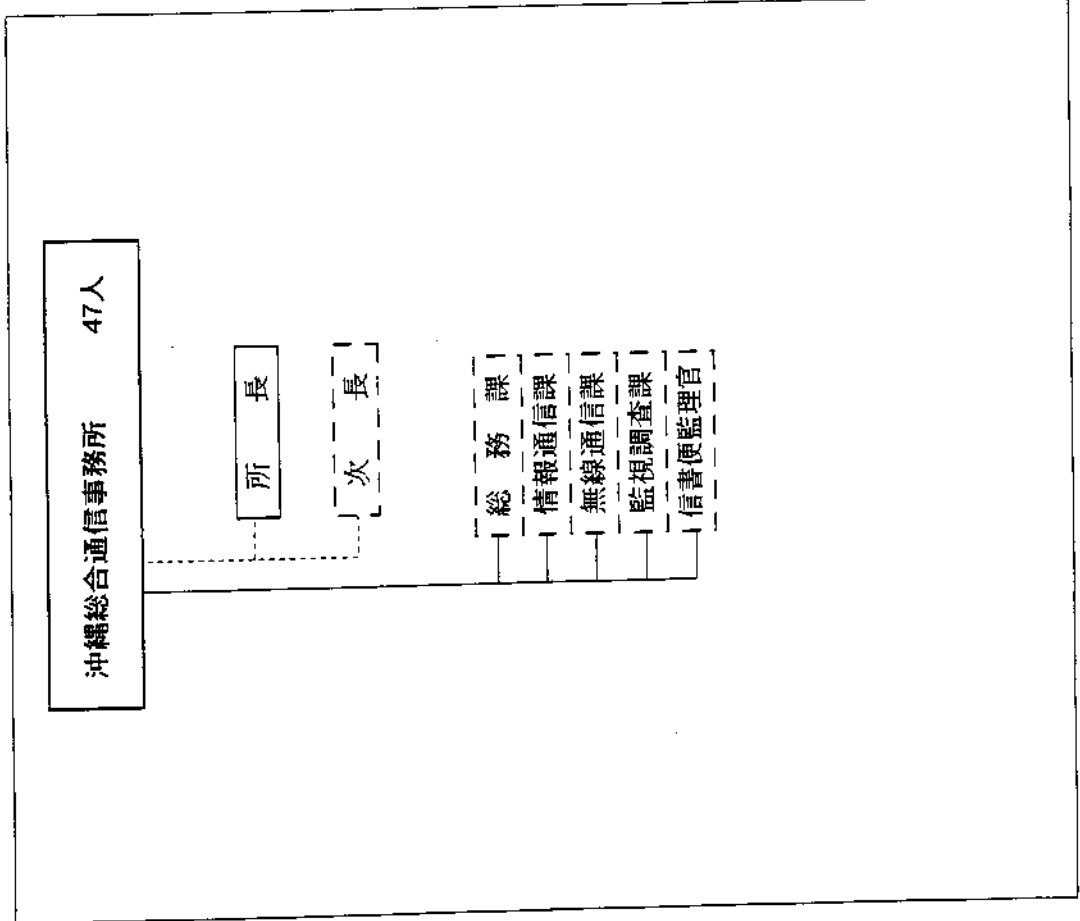
(単位:百万円、%)

区分	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計	総務省		
													情報通信政策局 総合通信基盤局	全体	
一般会計	金額	1,333	1,384	3,552	839	783	1,554	1,819	1,182	913	1,589	476	15,424	18,016	132
	比率	0.007	0.008	0.020	0.005	0.004	0.009	0.010	0.007	0.005	0.009	0.003	0.086	100.0	
概要	電気通信の監理、電波監視等業務の実施等														

平成16年度に予定されている変更点

特になし





地方支分部局の名称	矯正管区
省等の名称	法務省
回答担当課名	矯正局総務課

1 業務概要と必要性について
業務概要について

矯正管区は、全国8か所に設置され、管轄区域内における矯正施設（刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院。以下「管内矯正施設」という。）について，（1）矯正職員に係る人事管理・会計管理・業務管理に関する事項，（2）矯正施設の維持・管理・運営に関する事項，（3）被収容者の処遇等に関する事項，に係る指導・監督等の事務を所掌している。

設置の必要性について

矯正管区は，国の刑事政策の一環として受刑者等被収容者の処遇を実施する管内矯正施設に対して，統一かつ均質的な国の施策の具体化を図るため，管内矯正施設の適正な管理・運営に対する指導・監督を司るとともに，管内矯正施設の実情を踏まえつつ，地域に根ざした矯正行政を実施するための国の地方支分部局として設置する必要がある。

2 管轄区域の設定理由について

矯正管区は，高等裁判所の管轄区域ごとに設置されており，高等検察庁，地方更生保護委員会等関係機関にも対応している。

3 沿革について
（別記1）のとおり。

4 組織及び予算・決算について
組織について
（別記2）のとおり。

予算・決算について
（別記3）のとおり。

5 本省との機能分担について

本省においては，矯正行政について全国的視点から政策立案及び法令の改正作業等を行うのに対し，矯正管区は，それを補足し又は具体化するため，管内矯正施設の実情に応じて有効かつ適切な矯正行政を執行するための指導・監督を行っており，また，管内矯正施設に対する監察，諸規程の許認可，研修等を通じた平時の指導・監督，関係機関との協議のほか，逃走・災害等非常事態に際しての管区機動警備隊，管内矯正施設職員の応援派遣の指令，管区相互間の応援・指令という機能を担っている。

6 地方公共団体との関わりの状況について
定期的会合

なし

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

なし

7 他の地方支分部局との関わりの状況について
定期的会合

なし

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

なし

8 地域住民との関わりの状況について

矯正管区主催の矯正展及び管内矯正施設主催による施設矯正展をとおして、地域住民の矯正業務に関する理解を深めさせるよう努めている。

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

特になし

(別記1) 沿革関係

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	(単位：人) 年度未定員数
設置時(昭和27年)	管轄する収容施設を指揮監督し、適切な運営管理図るための地方支分部局として、全国8ブロック(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、高松)に設置された。(8月)	240
昭和40年度	昭和27年度と同様。	240
昭和59年	予算管理課を総務課に統合し、管区調査官が設置された。(4月)	176
昭和60年度	昭和59年度と同様。	176
平成7年	東京矯正管区第二部に不服審査調査官が設置された。(4月)	175
平成8年	大阪矯正管区、名古屋矯正管区及び福岡矯正管区第二部に不服審査調査官が設置された。(5月)	175
現在(平成15年度)	平成8年度末と同様。	170

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位：人、%)

区分	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計	法務省	
										矯正局	全体
定員数	17	19	27	21	25	20	17	24	170	49	50,677
比率	0.034	0.037	0.053	0.041	0.049	0.039	0.034	0.047	0.335	0.10	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし。

(別記3) 予算・決算関係

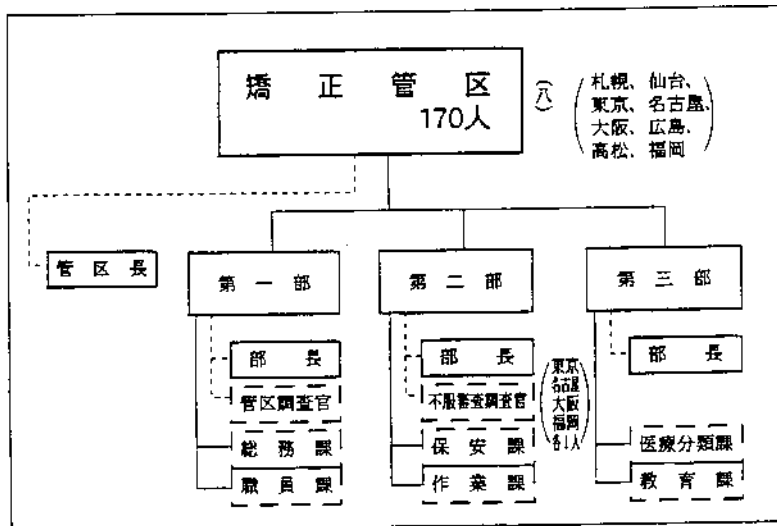
地方支分部局別・会計別平成14年度決算額

(単位：百万円、%)

区分	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計	法務省	
										全体	全体
一般会計	金額	361	392	685	448	510	373	318	446	3,533	618,897
	比率	0.06	0.06	0.11	0.07	0.08	0.06	0.05	0.07	0.57	100.0
	概要	管内矯正施設を適正に管理・運営するための指導・監督等に要する経費									

平成16年度に予定されている変更点

特になし。



地方支分部局の名称	地方更生保護委員会，保護観察所
省等の名称	法務省
回答担当課名	保護局総務課

1 業務概要と必要性について

業務概要について

地方更生保護委員会

地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、全国 8 か所に置かれ、(1)仮出獄の許可及び取消し、(2)仮出場の許可、(3)不定期刑の執行の終了、(4)少年院からの仮退院及び退院の許可、(5)刑の執行を猶予され保護観察に付された者の仮解除及びその取消し、(6)婦人補導院からの仮退院の許可及び取消し等の権限を有するほか、管轄区域（高等裁判所の管轄区域と同じ。）内の保護観察所の事務の監督に関する事務を所掌し、さらに、更生保護事業法の規定に基づく法務大臣の権限のうち、更生保護法人に係る許認可関係事務等の相当部分を委任されている。

また、地方委員会の委員長は、法務大臣が行う保護司の委嘱及び解嘱を代行するほか、保護司の配置、保護区の設置、保護区別の保護司定数などを定める権限を大臣から委任されている。

保護観察所

保護観察所は、全国 50 か所（地方裁判所所在地）に設置され、(1)保護観察の実施、(2)懲役、禁錮又は拘留刑の執行終了者等に対する更生保護の措置の実施、(3)矯正施設収容者の出所後の引受環境の調整（環境調整）、(4)犯罪の予防を図るための世論啓発、地域住民の活動の助長、(5)更生保護法人の指導、監督等の事務を所掌している。

設置の必要性について

地方更生保護委員会

地方委員会は、刑法第 28 条及び第 30 条第 1 項にいう行政官庁として、仮出獄及び仮出場を許可する権限等を与えられており、公平中立の立場に立って、慎重にこれらの判断がなされるよう、委員会制度が取られている。このように、地方委員会は、準司法機関として位置付けられることに加え、保護観察所の事務の中間監督機関としての機能を併せ持ち、国家刑罰権の執行権限に深く関与する機関であることから、国の機関の地方支分部局として設置する必要がある。

保護観察所

保護観察所は、保護観察、環境調整等、国の刑事政策の一環として、犯罪者及び非行少年の社会内における処遇を実施する機関であることから、全国で一律の基準に従い、同一の内容の保護観察等を行う必要があるため、国の機関の地方支分部局として設置する必要がある。

2 管轄区域の設定理由について

地方更生保護委員会

地方委員会は、仮出獄の許可等の審理に当たっては、委員及び保護観察官が全国に点在する行刑施設等に赴き、直接本人と面接する等して、本人の改しゅんの情、更生意欲、再犯のおそれ等に関する心証を得るとともに、本人に対しては社会復帰に必要な助言・指導を行う必要があることから、高等裁判所の管轄区域毎に全国 8 か所に設置されている。

また、各地方委員会は高等裁判所や高等検察庁等の司法分野における管区機関にも対応しており、管内の仮釈放及び更生保護行政についてこれら管区機関と連絡調整を行っている。

保護観察所

保護観察事件の 8 割以上は、家庭裁判所で保護観察に付された少年あるいは地方・簡易裁判所で保護観察付執行猶予に付された者であるが、これらの者に対する保護観察は審判・判決の言渡し直後から実施する必要があることから、保護観察所は家庭裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所に対応して設置されている。

さらに、保護観察においては、保護観察官が保護観察対象者を保護観察所に呼び、あるいは家庭を訪問し指導・助言を行うことなどにより、対象者の改善更生を図っているため、保護観察所はできる限り対象者の居住する地域に近いことが望ましいほか、民間団体との協力関係の構築、犯罪予防活動の実施等、地域の実情に根ざした事務を行う必要があるため、各都道府県（北海道は釧路、旭川、札幌及び函館）に保護観察所が設置されている。

3 沿革について
(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について
組織について
(別記2)のとおり。
予算・決算について
(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

地方更生保護委員会 本省においては、仮釈放等を含む更生保護行政全般について、全国的視点から政策の企画立案及び法令の改正作業等を担当している。 一方、地方委員会においては、仮釈放等の実施事務に加え、管轄区域内の保護観察所に対する監督事務、他の管区機関等との調整事務等を所掌している。
保護観察所 本省においては、保護観察や犯罪予防活動等を含む更生保護行政全般について、全国的視点から政策の企画立案及び法令の改正作業等を担当している。 一方、保護観察所においては、保護観察や犯罪予防活動等の実施事務を所掌している。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

なし

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

地方更生保護委員会 ・犯罪者予防更生法57条1項に基づく業務(地方公共団体に対する協力等要請)。 ただし、上記業務は必要に応じ、地方委員会の管轄区域外の地方公共団体に対し行うこともある。 ・更生保護事業法第62条に基づき、法務大臣から権限を委任された事項(地方公共団体(都道府県・市町村を問わない。))が更生保護事業を営もうとするときの、法務大臣への事前の届出(法第48条第2項及び第3項)等。なお、現在のところ、更生保護事業を営む地方公共団体はない。
保護観察所 犯罪者予防更生法第57条1項に基づく業務(地方公共団体に対する協力等要請)。 ただし、上記業務は必要に応じ、保護観察所の管轄区域外の地方公共団体に対し行うこともある。

等

等

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

なし

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

なし

8 地域住民との関わりの状況について

犯罪の予防を図るため、地域住民に対する啓発、地域住民による犯罪予防活動の助長等を行っている。

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

特になし

(別記1) 沿革関係
地方更生保護委員会

(単位：人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度末定員数
設置時(昭和24年度)	犯罪者予防更生法の施行に伴い、仮釈放等の事務を所掌する地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会として、高等裁判所の所在地ごと(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州)に設置された。(7月)	288
昭和27年度	法務省の発足に伴う機構改革により、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会を統合。(8月)	256
昭和40年度	昭和27年度と同様。	245
昭和60年度	昭和27年度と同様。	230
現在(平成15年度)	昭和27年度と同様。	249

保護観察所

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度末定員数
設置時(昭和24年度)	犯罪者予防更生法の施行に伴い、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会それぞれの事務局の事務を分掌する機関として、保護観察等の事務を所掌する少年保護観察所及び成人保護観察所が、各家庭裁判所及び地方裁判所の管轄区域ごと(各都府県に1庁、北海道は4庁)に設置された。(7月)	701
昭和27年度	法務省の発足に伴う機構改革により、少年保護観察所及び成人保護観察所を統合。(8月)	860
昭和28年度	執行猶予者保護観察法の施行に伴い、保護観察付執行猶予者に対する保護観察の事務が追加された。(7月)	953
昭和40年度	昭和28年度と同様。	1,000
昭和47年度	沖縄復帰に伴い、那覇保護観察所が新設された。(5月)	1,022
昭和60年度	昭和47年度と同様。	1,051
現在(平成15年度)	昭和47年度と同様。	1,130

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

地方更生保護委員会

(単位:人、%)

区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	法務省	
										保護局	全体
定員数	24	22	62	29	36	23	16	37	249	26	50,677
比率	0.05	0.04	0.12	0.06	0.07	0.05	0.03	0.07	0.49	0.05	100.0

保護観察所

(単位:人、%)

区分	札幌	函館	旭川	釧路	青森	盛岡	仙台	秋田	山形
定員数	30	11	13	18	15	12	19	13	12
比率	0.06	0.02	0.03	0.04	0.03	0.02	0.04	0.03	0.02
区分	福島	水戸	宇都宮	前橋	さいたま	千葉	東京	横浜	新潟
定員数	18	20	19	17	36	30	137	53	17
比率	0.04	0.04	0.04	0.03	0.07	0.06	0.27	0.10	0.03
区分	甲府	長野	静岡	富山	金沢	福井	岐阜	名古屋	津
定員数	13	16	26	12	13	11	14	49	16
比率	0.03	0.03	0.05	0.02	0.03	0.02	0.03	0.10	0.03
区分	大津	京都	大阪	神戸	奈良	和歌山	鳥取	松江	岡山
定員数	12	23	74	38	13	14	12	11	17
比率	0.02	0.05	0.15	0.07	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03
区分	広島	山口	徳島	高松	松山	高知	福岡	佐賀	長崎
定員数	24	16	13	15	17	14	53	13	17
比率	0.05	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.10	0.03	0.03
区分	熊本	大分	宮崎	鹿児島	那覇	合計	法務省 全体		
定員数	16	13	12	18	15	1,130	50,677		
比率	0.03	0.03	0.02	0.04	0.03	2.23	100.0		

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律が施行される見込みであることから、東京及び大阪に首席社会復帰調整官の新設を予定している。

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算

地方更生保護委員会

(単位：百万円、%)

区分		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	法務省
		委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会		全体
一般会計	金額	241	210	636	290	373	228	169	295	2,442	618,897
	比率	0.04	0.03	0.10	0.05	0.06	0.04	0.03	0.05	0.39	100.0
概要		仮釈放事件審理面接の実施等									

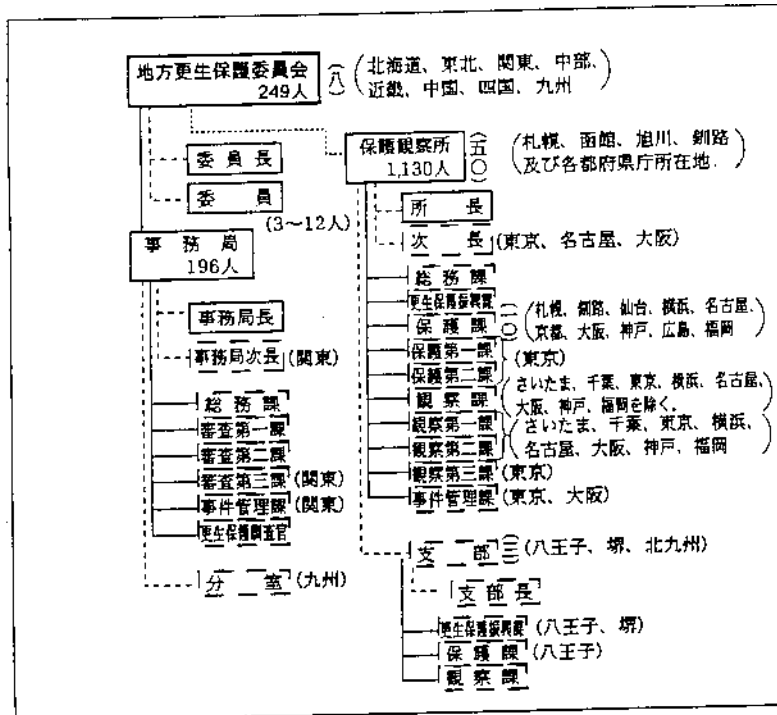
保護観察所

(単位：百万円、%)

区分		札幌	函館	旭川	釧路	青森	盛岡	仙台	秋田	山形	福島	水戸
		観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所
一般会計	金額	418	141	175	315	169	146	260	166	141	238	252
	比率	0.07	0.02	0.03	0.05	0.03	0.02	0.04	0.03	0.02	0.04	0.04
概要		保護観察等の実施等										
区分		宇都宮	前橋	さいたま	千葉	東京	横浜	新潟	甲府	長野	静岡	富山
		観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所
一般会計	金額	278	230	458	386	1,812	696	228	155	252	340	155
	比率	0.04	0.04	0.07	0.06	0.29	0.11	0.04	0.03	0.04	0.05	0.03
概要												
区分		金沢	福井	岐阜	名古屋	津	大津	京都	大阪	神戸	奈良	和歌山
		観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所
一般会計	金額	167	146	217	779	222	143	382	1,057	550	168	168
	比率	0.03	0.02	0.04	0.13	0.04	0.02	0.06	0.17	0.09	0.03	0.03
概要												
区分		鳥取	松江	岡山	広島	山口	徳島	高松	松山	高知	福岡	佐賀
		観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所
一般会計	金額	139	127	257	363	222	143	173	211	167	799	167
	比率	0.02	0.02	0.04	0.06	0.04	0.02	0.03	0.03	0.03	0.13	0.03
概要												
区分		長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	那覇	合計	法務省			
		観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	観察所	全体			
一般会計	金額	237	228	156	166	201	258	15,424	618,897			
	比率	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04	2.49	100.0			
概要												

平成16年度に予定されている変更点

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律が施行される見込みであることから、その実施に要する経費として約66百万円が措置される予定である。



地方支分部局の名称	法務局・地方法務局
省等の名称	法務省
回答担当課名	民事局総務課

1 業務概要と必要性について

業務概要について

法務局は、国民の財産や身分関係を保護する、登記、戸籍、国籍、供託の民事行政事務、国の利害に係りのある訴訟活動を行う訟務事務、国民の基本的人権を守る人権擁護事務などを行っている。

設置の必要性について

に掲げた法務局の業務は、国民の財産や身分関係に直接の影響を与えるものである。その中で、例えば、登記は、国家の基本となる国土と法人の管理という国家運営の基本をなす制度であり、国民経済の基盤となっているのであり、その事務は、準司法的な行政処分である性質上、国自らによって厳正・公平・中立に行われる必要がある、そのため、法務省の地方支分部局として、全国に法務局・地方法務局を設置し、統一的な事務を行っている。

2 管轄区域の設定理由について

法務局・地方法務局の管轄は、市町村の行政区画を基本とした上、住民の日常社会生活圏の範囲、法務局を利用する住民の利便性、事務処理の効率性等を考慮して定められている。

3 沿革について

(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

(別記2)のとおり。

予算・決算について

(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

地方支分部局は、登記、供託などの所掌業務につき、登記所及び供託所として具体的な事務処理を行うのに対して、本省においては、所管法令に関する企画及び立案並びに所管事務に関する命令、訓令、通達、回答、監督、指導等を行っている。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

法務局又は地方法務局の職員が、概ね年1回くらい各市町村の戸籍事務所に赴き、戸籍事務処理に関する助言を行う現地指導や、法務局が主催して、市区町村戸籍事務従事職員研修などを実施している。

定型的事務

戸籍事務の取扱いに関する疑義の照会に対する回答等

その他不定期・臨時のもの

法務局・地方法務局及び市区町村の戸籍事務従事職員による打合せ会等
不動産登記法第17条地図作製作業における協力依頼等

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

なし

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

なし

8 地域住民との関わりの状況について

なし

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

・地方公共団体との関わりについて
戸籍事務は、従来、国の機関としての市区町村長が処理する機関委任事務とされていたが、地方分権一括法の施行により、市区町村が処理する第一号法定受託事務に区分され、市区町村長は、その執行機関として、戸籍事務を管掌することとされ、法務局又は地方法務局の長の戸籍事務に対する一般的監督規定が削除された。しかし、国民の親族的身分関係を登録公証する戸籍事務については、全国統一的な処理を確保する必要があることから、法務局・地方法務局の長は、市区町村長が戸籍事務を処理するに当たりよるべき基準を示し、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市区町村長に対し、報告を求め、助言、勧告又は指示をすることができることとされている（戸籍法第3条）。

(別記1) 沿革関係

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	(単位：人) 年度末定員数
設置時(昭和24年)	登記、戸籍、公証、供託、人権擁護、訟務等の事務を所掌する官署として、司法事務局を法務局及び地方法務局に改める。	8,476
昭和25年度	国籍の事務が所掌事務に追加された。(7月)	8,524
昭和40年度	昭和25年度末と同様。	10,077
昭和60年度	昭和25年度末と同様。	12,176
平成12年度	地方分権一括法により、戸籍事務が機関委任事務から法定受託事務となる。(4月)	12,400
現在(平成15年度)	平成12年度末と同様。	11,979

(別記2 組織関係)

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位：人、%)

区分	東京	横浜	さいたま	千葉	水戸	宇都宮	前橋	静岡	甲府	長野	新潟	大阪
定員数	1,076	469	429	412	237	181	199	317	101	284	292	643
比率	2.12	0.93	0.85	0.81	0.47	0.36	0.39	0.63	0.2	0.56	0.58	1.27

区分	京都	神戸	奈良	大津	和歌山	名古屋	津	岐阜	福井	金沢	富山	広島
定員数	231	424	119	133	129	499	207	226	112	145	138	300
比率	0.46	0.84	0.23	0.26	0.25	0.98	0.41	0.45	0.22	0.29	0.27	0.59

区分	山口	岡山	鳥取	松江	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
定員数	170	219	97	126	439	119	166	165	213	229	156	206
比率	0.34	0.43	0.19	0.25	0.87	0.23	0.33	0.33	0.42	0.45	0.31	0.41

区分	仙台	福島	山形	盛岡	秋田	青森	札幌	函館	旭川	釧路	高松	徳島
定員数	242	235	176	168	164	169	311	82	114	135	139	111
比率	0.48	0.46	0.35	0.33	0.32	0.33	0.61	0.16	0.22	0.27	0.27	0.22

区分	高知	松山	合計	法務省 全体
定員数	138	187	11,979	50,677
比率	0.27	0.37	23.64	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算

(単位：百万円、%)

区分		東京	横浜	さいたま	千葉	水戸	宇都宮	前橋	静岡	甲府	長野	新潟	大阪
一般会計	金額	1,524	475	364	363	227	198	224	321	154	282	343	1,098
	比率	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2
	概要	戸籍, 国籍, 供託事務等の実施											
登記特別会計	金額	11,564	5,988	5,687	5,145	3,307	2,567	2,531	4,265	1,428	3,509	3,973	7,212
	比率	6.6	3.4	3.3	3.0	1.9	1.5	1.5	2.5	0.7	1.9	2.2	4.1
	概要	不動産登記, 商業法人登記事務等の実施											
合計	金額	13,088	6,463	6,051	5,508	3,534	2,765	2,755	4,586	1,582	3,791	4,316	8,310
	比率	1.6	0.8	0.7	0.7	0.5	0.4	0.4	0.5	0.1	0.5	0.5	1.1

区分		京都	神戸	奈良	大津	和歌山	名古屋	津	岐阜	福井	金沢	富山	広島
一般会計	金額	292	519	194	191	201	753	273	246	209	234	216	517
	比率	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	概要												
登記特別会計	金額	3,135	5,390	1,641	1,941	1,764	5,683	2,721	2,935	1,631	2,012	1,509	3,434
	比率	1.8	3.1	0.9	1.1	1.0	3.3	1.6	1.7	0.9	1.2	0.9	2.0
	概要												
合計	金額	3,427	5,909	1,835	2,132	1,965	6,436	2,994	3,181	1,840	2,246	1,725	3,951
	比率	0.4	0.8	0.2	0.3	0.3	0.8	0.4	0.4	0.2	0.3	0.2	0.5

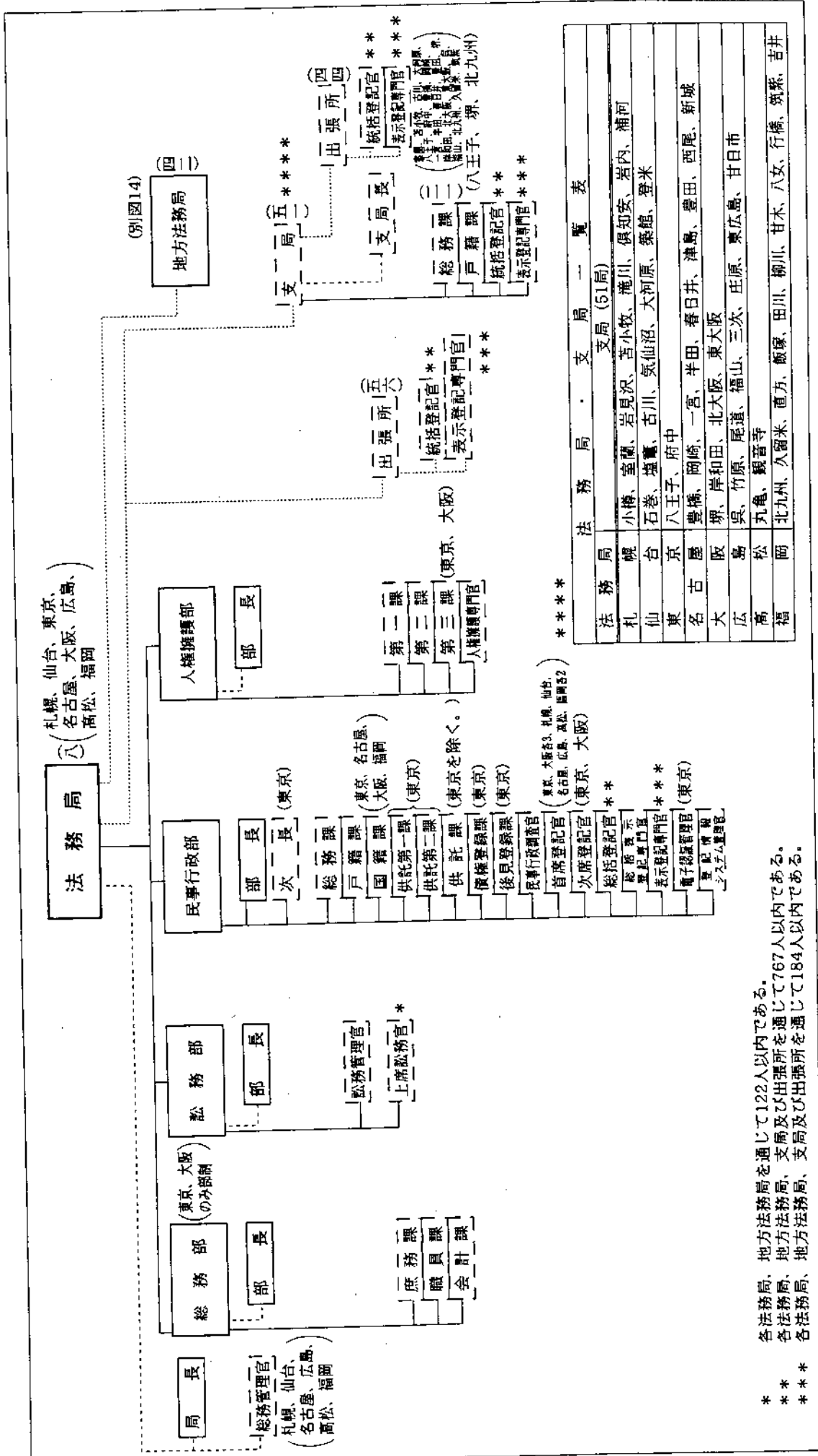
区分		山口	岡山	鳥取	松江	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
一般会計	金額	260	257	192	204	629	180	222	202	243	238	211	421
	比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	概要												
登記特別会計	金額	2,100	2,810	1,309	1,795	4,891	1,603	2,204	2,214	2,557	2,737	1,721	2,253
	比率	1.2	1.6	0.8	1.0	2.8	0.9	1.3	1.3	1.5	1.6	1.0	1.3
	概要												
合計	金額	2,360	3,067	1,501	1,999	5,520	1,783	2,426	2,416	2,800	2,975	1,932	2,674
	比率	0.3	0.4	0.2	0.3	0.7	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.2	0.3

区分		仙台	福島	山形	盛岡	秋田	青森	札幌	函館	旭川	釧路	高松	徳島
一般会計	金額	431	277	218	216	232	223	464	149	164	220	354	158
	比率	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	概要												
登記特別会計	金額	2,483	3,043	2,053	2,354	2,218	2,169	3,174	1,005	1,662	1,715	1,446	1,273
	比率	1.4	1.8	1.2	1.4	1.3	1.3	1.8	0.6	1.0	1.0	0.8	0.7
	概要												
合計	金額	2,914	3,320	2,271	2,570	2,450	2,392	3,638	1,154	1,826	1,935	1,800	1,431
	比率	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2

区分		高知	松山	合計	法務省 全体
一般会計	金額	184	231	16,198	618,897
	比率	0.0	0.0	2.6	100.0
	概要				
登記特別会計	金額	1,811	2,371	147,943	174,048
	比率	1.0	1.4	85.0	100.0
	概要				
合計	金額	1,995	2,602	164,141	792,945
	比率	0.3	0.3	20.7	100.0

平成16年度に予定されている変更点

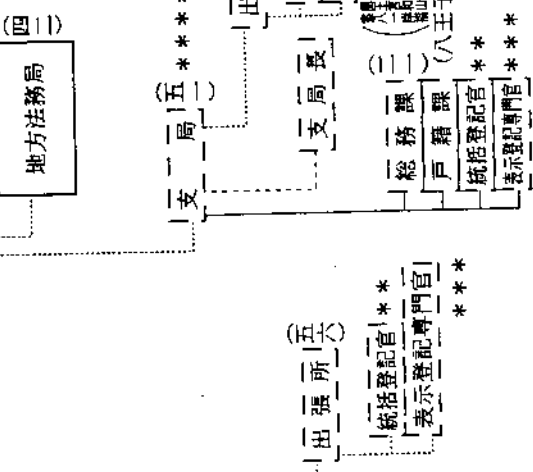
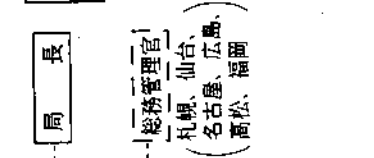
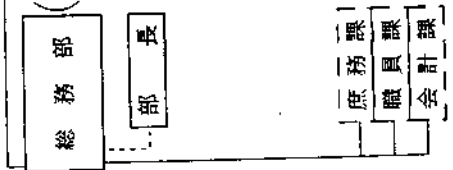
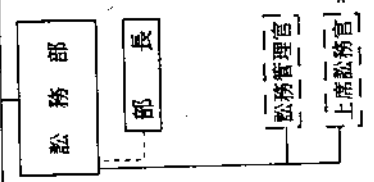
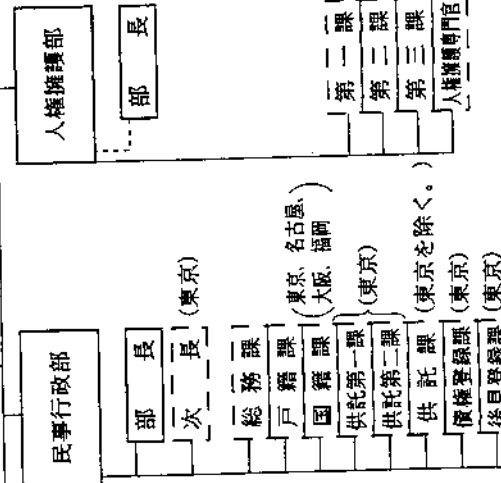
特になし



法務局

札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡

(別図14)



法務局	支局
札幌	小樽、室蘭、岩見沢、苫小牧、滝川、倶知安、岩内、浦河
仙台	石巻、塩竈、古川、気仙沼、大川原、築館、登米
東京	八王子、府中
名古屋	豊橋、岡崎、一宮、半田、春日井、津島、豊田、新城
大阪	堺、岸和田、北大阪、東大阪
広島	呉、竹原、尾道、福山、三次、庄原、東広島、廿日市
高松	丸亀、観音寺
福岡	北九州、久留米、直方、飯塚、田川、柳川、甘木、行橋、筑紫、吉井

各法務局、地方法務局を通じて122人以内である。
 各法務局、地方法務局、支局及び出張所を通じて767人以内である。
 各法務局、地方法務局、支局及び出張所を通じて184人以内である。
